

平成27年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成27年9月11日(木) 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 平成26年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費
14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康
保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項
保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、5款労
働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第3号 平成26年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第4号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 平成26年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例

議案第14号 塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例

議案第15号 塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第20号 塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第21号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

議案第22号 財産の無償譲渡について

議案第23号 財産の無償譲渡について

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、4款衛生費中1項保健
衛生費1目保健衛生総務費、10款教育費

議案第27号 平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○出席委員

委員長	西條 富雄 君	副委員長	小澤 彰一 君
委員	金田 興一 君	委員	篠原 敏宏 君
委員	山口 恵子 君	委員	丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

庶務係主事 高津 彬 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。2分ほど早いんですが、きのうに引き続き審査を行います。

この際申し上げます。委員の皆様が質問されるときは、ポイントを絞って答弁者に伝わるように質問して下さるようお願いいたします。

議案第1号 平成26年度塩尻市一般会計決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子健康指導費、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

○委員長 それでは、きのうまで説明いただきました教育費、社会教育費から保健体育費までの質疑を行います。質問のある方。一晩たっちゃったから、ちょっとね。ありませんか。

じゃあね、その間、私から。245ページ、ページ数に関係ないんですけども平出遺跡のお祭りのときに、去年もそば切りのときにそうだったんですけども、非常に雨が降ると、非常にぐしゃぐしゃしちゃって、ブースの前、こちら側の棟の辺にいるところはいいんですけども、中に入ってそば切りやっていたりとか、あるいは中で、今回もひらいで遺跡まつりのときに来ていただいたブースの前がぐしゃぐしゃしちゃってんですけども、ああいう場合の対策は何か考えてらっしゃったのか。例えばですね、長靴、そんなことしなくていいと思うんですけど、長靴を用意するとか、傘を用意するとか、そんなことじゃなくて、何か対策考えてらっしゃいましたら御答弁お願いします。

○平出博物館長 去年のそば切りのお祭り、あるいはことしですね、ひらいで遺跡まつり、ことしのひらいで遺跡まつりも半日くらいはお天気よかったんですけど、午後は雨が降るという状況でありました。

元来、遺跡公園内はですね、文化財の保護のために、土等をですね、土盛りしながら埋蔵文化財を保護しているものでありまして、わかりやすく言えば畑に草が植えてあるという状況のものであって、駐車場仕様してあるものではございません。ですので、基本的にはですね、車両等が入りますと、雨等で土砂がぬかりますと、ああいった状況が生まれてくるということで、今、そば切り等につきましてもですね、周辺の駐車場等をお借りしながらということだとか、あるいは、大型自動車も入ってくる可能性がございますので、その辺は、そば切りのほうの実行委員会と打ち合わせをしながらですね、対応してまいりたいと思っております。また、過日のようなひらいで遺跡まつりのようなときもですね、できる限り踏み固められてある程度固くなっているところもございます

ので、そういったところを優先的に使いながら、大勢のお客様がお見えになりますので、駐車場対応のほうもしてまいりたいというふうに考えている次第です。

○委員長 駐車場でなくてですね、もそうなんですけど、例えばそば切りのときも、そば切りをやっていただいて、こちらにテーブルがあって食べていただいている。そのテントの中にもずっと入ってきて、県外から来た人たちは、ちょっとこうね、ハイヒールとか、いい靴履いてきて、それがびしょびしょになっちゃった。だから、おそばを食べていただいているテントの中に入らないような工夫をしちゃうと、それもやっぱ国立公園の中だからできないっていうことの意味でしょうか。

○平出博物館長 いわゆる水切りのような作業をしたらどうかというような御意見として理解してもよろしいでしょうか。要するにテント内に雨水が入ってこないようになっていうようなところで。

○委員長 はい。

○平出博物館長 現実的にはですね、なかなかできる範囲っていうのもございますし、基本的には現状変更という手続きですけど、その程度ですとですね、対応は可能だと思っておりますので、雨対応で全てテントのまわりに水切りをするという作業はですね、ちょっと今、現実的には想定できないものですから、またそういう事態になればですね、臨機応変な対応も考えてまいりたいというところでお願いしたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。ちょうどそば切りのとこが下だったもんですからね。上のブースのほうは、上のほうにあったのでよかったんですけど。その辺、ちょっとまた、雨降ったらちょっと一回りしていただいて、皆さんの意見聞いてみてください。私は以上ですが、ほかに質問ありますでしょうか。

○丸山寿子委員 247ページ、上から黒ポツの10個目くらいですけど、柏茂会館修繕工事ということですが、柏茂会館は、少し利用者が減ってきてる中で、最近利用者が割と安定してると言いますか、子供向けのキャンプ等やったりとかしているということで、少し以前一番減っていた時期よりは利用度が増加しているかと思うんですけど、年間の利用状況についてお聞かせいただきたいんですが。

○子ども課長 済みません、柏茂会館につきましては青少年健全育成施設ということで、本年度から生涯学習スポーツ課のほうに移管をしておりますので、一応昨年までの状況ということで、子ども課のほうからお話を差し上げたいと思います。

過去5年ぐらいをちょっとさかのぼって利用実績でございますけれども、平成22年度が479名、それから23年度が583名、平成24年度が849名、25年度が1,006名ということで、ここまでは順調に、今委員さんおっしゃったように上がってきております。ただ、昨年はですね、719名ということでちょっと下がっておりますけれども、こちらの決算書のほうにもありますように、昨年につきましてはちょっと2階の屋根瓦とですね、あと天井の関係の修繕が9月から11月ということで、ちょうどわかりやすい時期と言いますか、そういう時期にちょっとかかってしまって、夏とかそういう時期はずらしたんですけども、そういう修繕工事等もありましたので、昨年ちょっと減りました要因についてはその辺が一番考えられるかなっていうことかと思っております。以上です。

○丸山寿子委員 はい。わかりました。部署が変わったということなので、とりあえず理解しました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにいいでしょうか。

○山口恵子委員 239ページの図書館事業についてお聞きします。これ、項目では消耗品費で載っているんですけど、内容は、こんにち赤ちゃん事業、絵本プレゼントってということでよろしいですか。

○市民交流センター長 済みません、きのうの説明で、ほかという話し方で済みません、してしまいましたので、ちょっと勘違いをされてしまったかもしれませんけど、こんにち絵本という事業がお金としてここに入っておりますので、ちょっと特出しで説明しましたが、そのほかに図書を包むブックフィルムとかですね、棚板とかですね、もろもろいろいろな消耗品を全てここで賄っております。

○山口恵子委員 そのブックサービスの事業、とても重要で大事なことで、お母さん方からも喜ばれていまして、今年度ですかね、セカンドブックのサービス事業を始めているというふうにお聞きしたんですけど、その本の選定の方法と、あとプレゼントするのは3歳児健診のときですかね。その辺の事業の内容をお聞きします。

○市民交流センター長 年齢は3歳児検診のときです。こんにち絵本のほうは、保健センターに出向いて、そこで健診のこうずっと回って歩く1つの中に組み入れていただいて、読書の大切さを話す時間をいただきながら5つの中から選んでもらうというやり方をしておりますが、3歳児健診のほうでは、このプレゼント5つのリストをお渡ししながら、やはり読書についてとかですね、そういうことをお母さんたちにお話しし、図書館に来ていただくという形を取っております。もう子供さんが動き回る歳になってますので、図書館に来てもらって、その5冊の1冊をもらうだけでなくでですね、そこにある本を見てもらって、図書館に来る動機づけもあわせてそこで得てもらったらうれしいなというようなやり方でやっております。5冊の本については職員の中で、職員とそれから読書ボランティアの皆さんと相談しながら決めました。

○委員長 いいでしょうか。

○山口恵子委員 はい。理解しました。

○委員長 ほかに。

○篠原敏宏委員 決算書の235ページですが、吉田西防災コミュニティセンター運営事業、指定管理で行ったということなんですが、指定管理先は、委託先はどこでしょう。

○生涯学習スポーツ課長 吉田区になっております。

○篠原敏宏委員 そうしますと、済みません、私、この施設を具体的に承知してないので、何て言うか、区の仕事をここで恒常的にやるような形で区の役員さんが常駐したり、そういう形でここを管理をされていると、そういうイメージでよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 区の仕事をしてるということではなくてですね、吉田区で指定管理としてお受けいただいておりますので、当然、貸し館って言いますか、体育館利用とかされてますので、その期間については吉田区のほうですね、人をそこに配置をしていただいて鍵の開け閉めでありますとか、そういったところを対応していただいております。

○篠原敏宏委員 例えば私どもの奈良井区なんかは、自分のところで施設を持って、区の関係の事務書類とかですね、あるいは会議はもちろんそこでやるし、そうやって、要は拠点であの奈良井会館ってところを使っているわけですが、区の皆さんが自分たちのいわゆるコミュニティー施設としてここを使うというふうな使い方しながら一般の開館事務を指定管理で受けてると、そういうイメージでよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 当然、もともとあそこに吉田の関係の建物があったところを直しましてコミュニティー

センターをつくり上げておりますので、吉田区の皆さんのコミュニティーの場所としても活用はいただいております。

○篠原敏宏委員 わかりました。結構です。

○委員長 いいですか。ほかには。

○金田興一委員 今回のページ、全国短歌フォーラムの関係なんですが、これ、直接短歌フォーラムに限ったことではないんですが、例えばワインフェスタもあるんで、限ったことではないんですが、短歌フォーラムは、駅からレザンホールまで大勢の人があそこを歩くんですね。それで、確かにのぼり旗なんかはレザンホールの周辺それから駅のホームもやってあるんですが、実は、先般大門の区長会の中でも出たんですが、歩道の目地にもすごい雑草があって、私どもの地元も七番町なもんですから、できるだけその短歌フォーラムの前に周辺だけは取るような形をしてるんですが、とても時間的に間に合わなくて、ある区長さんは最近またちょっと始めたようですが、自主的に取ってくださってる方もいるんですが、やはり、せっかく短歌フォーラムやって大勢全国から来られて、ちょっと印象的にどうなんだという声があるもんですから、目地に限らず、やはりお客様を迎える体制として、いわゆるよその、これは例えば建設なら建設のとか、そういう形でのお客様を迎える体制づくりっていうのはどんなふうにされてるんですかね。

○生涯学習スポーツ課長 お話よくわかりまして、実は庁内でも部署を分けて10日、20日、30日という形で、庁外のもので、ごみ拾い等々をしております。そんな中で、今回も短歌フォーラムの時期が25日ですので、それに合わせましてその前にですね、ごみ拾いだとかそういったところ通路の雑草も含めてですね、対応はしていきたいということで私どもの部署も考えておりますし、今、お話ありましたように、部署だけでは対応できない部分もあると思いますので、今、委員さんからいただいた意見をもとにですね、もう一度早めに現地のほうを確認をしながら、お客様にいいお迎えができるような形で体制を整えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○金田興一委員 大変御苦労さまなことでは言いにくいんですけども、今、区長会の中で出たのは、朝、市の職員の皆さんがごみ拾いをやっていたことについては大変評価をしておりますけれども、大半の人が空の袋を下げて歩いていると。だったら、例えばこういう短歌フォーラムの時期だとか、あるいはワインフェスタの時期だとか、よそから大勢お客さんが来るようなときには、やはりその通りの草くらい取って、ごみ拾っていったって、今ほとんどなくなってきて、いろんな形でやってるもんですからという意見がありましたんで、参考にお伝えをしておきたいと思ひます。

○委員長 いいですか。よろしくお願ひします。ほかには。

○山口恵子委員 247ページの放課後おさらい教室についてお聞ひします。これ、実際にやっている学校または受けているお子さん、保護者の方からは、とてもやってもらって助かっているっていう声をお聞ひしています。それで、市内の全部の学校でやっているのか、それともこのやる、やらないの判断は学校長の判断なのか。その辺、ちょっと事業の内容についてお聞ひします。

○委員長 答弁を求めます。

○教育総務課長 放課後おさらい教室の関係ですけれども、昨年度は総文を利用してやっておりました。本年度は、予算のほう教育総務課のほうに移っておりまして、現在、西小学校のほうで実施をしている状況でございます。

ます。全学校にというところまではいっておりませんが、現在の状況を見ながらほかの学校等については考えていくということになるかと思えます。

○山口恵子委員 あれですかね、長期休みの夏休みの最終日に宿題を見たりとか、そういった事業も多分やっているとありますが、それはまた別な事業になりますか。

○教育総務課長 各学校の取り組みはちょっと承知をしておりませんが、これについては教育委員会のほうで実施をしているものでありまして、教員免許を有していた方ですね、退職された方をお願いしたりしてやっている事業ということになっております。

○山口恵子委員 済みません、西小だけではなく、地域ごとPTAのお母さんの御要望また子供さんの状況を見ながら、またそういった状況も把握しながら、効果のあるような事業の体制でお願いしたいと思えます。以上です。

○委員長 お願いします。

ほかにはよろしいでしょうか。

○副委員長 233ページの先ほど、金田委員のほうからありました全国短歌フォーラムに関してですが、今年度は審査員の方がかわってらっしゃいますね。岡野弘彦先生が退任された。これは、短歌フォーラム事業負担金の中からその謝礼というんですか、そういうものが多分出るんでしょうけれども、選定と言うんですか、審査員の選定などは、実行委員会の中でやるんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 済みません、係長のほうから答弁させていただきます。

○社会教育係長 選者の選定に当たりましては、企画演出等をNHKエデュケーショナルというところをお願いをしておりまして、そういう方々との相談の中でさせていただいております。26年度までお願いしておりました、課長のほうからも先日前お話をございましたけど、岡野弘彦先生、第1回から28回までやっていただいていたということで、継続をしていただいている先生もいらっしゃいます。

○教育長 具体的な決め方ですけども、長く馬場先生、佐佐木先生、岡野先生やってきていただきましたので、岡野先生が御高齢、90歳を超えるってこともありまして御辞退されました。そこで、30回が来年に控えてますので、何とか30回までっていうお願いはしたんですけどもちょっと厳しいと。それにつきまして、馬場先生、佐佐木先生にも後任の方の推薦を何人か挙げていただきました。そういう中で、今の現在の選者の皆様方と、推薦された方と交渉しながら永田先生がよいだろうっていうことになりまして、永田先生のところまで行きまして、ぜひお願いということでお願いをしてきました。永田先生は、朝日歌壇その他、もう本当にさまざまな仕事があって現役のまだ大学の先生もやられておりますので、ありましたけれども、ぜひ全国の中でも代表的なフォーラムであるので参加したいということで今年度からお受けいただきました。そんな事情であります。

○副委員長 失礼しました。審査員って言うんですか、選者と言うんですかね、選者の方によって、短歌フォーラムだとか短歌の会というのは、やっぱり権威が決まってくると思われる。岡野先生がね、御辞退されたってことはいいと思うんですが、何かほかの事情でかえられたってことになるんですね、岡野先生はかなり高名な方なので、ちょっと心配したもんですから伺ったところです。以上です。

○委員長 いいですか。ほかには。

○丸山寿子委員 233ページの白丸、下から4番目、文化会館運営事業ですが、指定管理、事業団のほうに出

してお願いしているわけですが、レザンホール20年たつわけですが、今後はどんな形でやってくのかについてちょっとお聞かせいただきたい。指定管理でこれからも20年後もいくのか、ちょっとまずそれ、お聞かせいただきたいんですが。

○生涯学習スポーツ課長 今議会にも指定管理の指定ということで議案を出させていただいておりますけども、今の指定管理が一応5年ずつで2回目で、10年指定管理をしていただいております。今度、今年度で27年で切れるもんですから、今回の議会にですね、指定管理の指定ということで議案をお願いしているわけございまして、そうすれば、今後5年間は指定管理をしてということで進めていきたいというふうに思っています。

○丸山寿子委員 それから、事業団のほうからの報告書というのはもう上がってきているわけなんですけど、先日、議案質疑もあったのでちょっとそこで気づいたんですが、開館当初から運営の協力をしている市民のボランティアのレザンプランナーについてちょっと別枠で特記してありまして、N響の関係と、それから講演会と、それからワークショップ的なことと3つ出ていまして、私の記憶ではN響のほうは関係なかったかと思うんですけど、その辺ちょっと確認を一応お願いしたんですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 その辺を確認をさせていただきましたらですね、N響の関係も一応プランナーズの皆さんが携わっていただいて、もぎりのほうを手伝っていただいたというようなことでレザンのほうからはお聞きをしております。

○丸山寿子委員 開館当初、開館する前の1年間、イベント仕掛け人という講座に出席したメンバーがプランナーズとしてずっと活動してきまして、御案内をするのですとか、もぎりをするのですとか、場合によっては少しチケットを預かって、ノルマではないですが販売のお手伝いやPRをするというような、全く市民のスタッフできたことと、それからこのような催しはどうかという企画の、一応企画に参画をする部分っていうのもあったわけですが、予算を持って運営しているわけではないボランティアですので決算の責任っていうのはないというふうに思っておりますが、ちょっと今回、ちょっと特別枠で。入ったね、人数っていうんですかね、販売率のパーセント等のところにもそのような記載があったので、ちょっとその辺については、そういう記載でないほうが良いというふうに私は感じているところですが、その辺についていかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 文化振興事業団のほうから事業報告ということでいただいた内容ですので、私のところではそこまで深い部分ですね、ちょっと理解をしておりますので、こういったことでプランナーズの皆さんが活動していただいているということで、状況としてこの報告書の中に記載がされておるといふふうに認識をしておりました。今、委員さん申されましたように、協働のまちづくりという原点の中でプランナーズの皆さんがそうやって御協力をいただいてきたというような形でございますので、今後もですね、どんな形でプランナーズの皆さんにレザンの事業にですね、かかわっていただけたらいいのかということも、私どものほうもちょっと一緒になってその辺について進めていきたいというふうに思っておりますので、そんなことでお願いします。

○丸山寿子委員 ぜひお願いしたいと思います。今までレザンのスタッフも入って、レザンの会議室のほうで定期的にというか毎月というくらい会合をしてきたのが、ことは外で、レザンのスタッフもいなくて会合を開いているような状況と聞いていますので、協働ということ、それから20年たってこれからどうしていくかというところの話し合いの場にもぜひ一緒に加わっていただきまして、市のほうも、一緒に市民のそういうボランティア

ア、協働にかかわれるという意味でうまく回っていくようにお願いをしたいと思います。要望で。

○委員長 要望で。ほかに質問ありますでしょうか。

○山口恵子委員 公民館事業全般といたしますか、考え方についてちょっとお聞きしたいんですけど、現在、地域活性化プラットフォーム事業の構築の中で主事さんのあり方を多分検討されていると思いますが、現状は主事さん、主事業務、子ども教育部の人事の中で公民館主事ってということで職員人事もなっていますが、どんなことが現状に課題に挙げられているのか。また、今後どういうことを検討しなきゃいけないのか。その辺のところ、今現状の状況でいいのでお聞きしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 担当の補佐のほうからお答えさせていただきます。

○中央公民館長補佐 塩尻市の公民館におきましては、中央公民館、それから地区公民館、こちらは主事は市の職員が配置になっております。現在、公民館事業自体がですね、今までのただ単に講座をやる、教養や文化講座をやるということからですね、地域の実態を踏まえて社会の要請がある現代的課題に添う学習テーマを設定して取り組んで、講座、学級を開催していくというのを、塩尻市公民館全体の事業目標として取り組んできているところでございます。地区公民館の主事に関しましては、現実的には支所機能のある部署が10地区、それから、ないところが大門と高出になりますけども、支所機能等を含めたところの主事さんはですね、当然窓口の業務も並行してやりますし、それから公民館本来、社会教育法に定められている公民館主事としての職務以外にですね、例えば青少年健全育成の関係で子供会育成連絡協議会の事務局もやって講座をやったりですとか、あと、高齢者学級の関係もやったり、全ての事業に携わっているのが現状でございます。

ほとんど現在は、過去には体育協会の事務局も主事は持ってたわけですけども、現在は基本的には持っていないわけでございます。ただし、そういったさまざまな地域課題等に、これから即した公民館事業、いわゆる行政的なものにかかわってくるものをどうやって捉えて進めていっていかっていくのが課題、事業としての課題となっております。それに対する職員の体制につきましては、やはり支所長は公民館の副館長となっておりますし、それから地区館長は非常勤でございます。そういったこともありまして、主事と、それから副館長を兼ねる支所長等の関係、この辺をどうしていくのかということと、それに伴う事業展開をどういうふうにしていくのか。そういったところが現在課題でありますし、これは塩尻市だけではなくてですね、長野県の公民館自体も、現在におきましてはそういった単なる学習の提供の場ではなくてですね、地域課題ですとか、現代的課題に沿ったテーマを設定して、地域づくりに役立っていただけることをどういうふう考えていっていかっていくところを、今、検討し、実践をしているところでございます。

○山口恵子委員 数々が課題の中で、事業展開ですとか人事配置の問題などを含めて検討していただいているということで、本当に実際に主事さんのお仕事を地域に入って私たちも見せていただいて、本当に地域の一員となってお仕事をしていただいている例も多く見かけることがありますので、その辺やっぱりきちんと知っていくことが重要なと思います。それでですね、結論を出す時期というのはいつごろと考えていらっしゃるか、お聞きします。それと、一応の想定している方向性というか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○子ども教育部長 主事の方向性も含めてですね、前回の本会議の中でも、例えばネウボラの話、それからコミュニティ・スクールのお話、あと支え合いマップとかございます。そういうのが具体的には地域課題の中にも入ると思うんですけども、これを一応3年を目安にですね、方向性を決めてくということになるんですが、ただ、

かなり難しい問題でありますので、モデル的な箇所をですね、設置するとかそういうような形で、徐々にでも少しずつでも進歩、前進していきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。いい。

○山口恵子委員 それでは、それぞれ人口構成も地域課題も違う状況の中で、抱えてる問題も本当に多岐にわたると思いますので、地域の状況にマッチして、さらに地域がより活性化されるような方向にさせていただくように要望いたします。

○委員長 要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 253ページの一番上の丸、本洗馬歴史の里運営事業で、説明の中で参加者がふえたということで、寺子屋塾等4回、40名くらいずつ参加というようなことの説明がありましたけれども、他の社会教育の施設にも関係してくるかと思しますので、その辺のふえた要因ですとか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○平出博物館長 本洗馬歴史の里につきましてはですね、数年前まで右肩下がりの状況が続いておりました。昨年若干、入館者という数で言いますと上昇に転じてきて、ことしも前年同様のようですね、傾向にあるというところがあります。一番の要因という、いろんな要因があるわけですが一番の要因としましては、例えば講座とかですね、企画展をですね、非常にタイムリーに打ってきているという、そこには学芸員がおるわけなんですけれども、非常勤の学芸員でありますけれども非常に熱心に取り組んでいただきながらですね、そういった地域に課題等を訴求していく、提案してくるところの取り組みもございますし、また、例えばことしも行っておりますけど、夏の七夕祭りみたいなときにはですね、妙義保育園の子供たちに声をかけて一緒に七夕飾りしながら地域の関心を持ってきていただく。あるいは、洗馬小学校の皆さんともですね、いろいろ先生方ともお話をさせていただきながらですね、取り組んでいただいている。また、同じですね、民俗学の中でも古文書なんかでもですね、一般的なものではなくて、洗馬固有の、例えば小曾部の新倉家のようなですね、今まで表に出てないような古文書をですね、扱いながら講演会をやっているというふうなものがですね、全体的としてはですね、効果が出てきているものではないかというふうに考えている次第であります。

○丸山寿子委員 あと、その講座ですけれど、講座の内容も入り込みやすいような内容とかそういった工夫があったのか、その辺お聞かせください。

○平出博物館長 26年度の講座で言いますと、寺子屋は3回行ってるわけなんですけれども、例えば、高遠藩と洗馬の郷、あるいは、高遠財政改革にかかわる洗馬の庄屋の活躍等々ですね、ものをやっておりまして、非常にある意味ではですね、マニアックな一般受けのしない、しないって言うてはいけませんけど、一般的にはですね、ハードルの高いものでありますけれども、また一方ですね、そういった先ほど言いましたように地元に着していることによってですね、普段古文書なんか見たこともないって言ったらかかしいんですけども、ような方が地元ですね、古文書の、例えば今も展示会やっておりますけれども、松平家のお嫁さんがですね、実は小曾部と非常に関係があるというようなですね、古文書も出てきておりますので、そういった形で関心を高めてきているというふうなこともですね、大きな要素だと考えております。

○丸山寿子委員 どうしても社会教育系の施設は、行く人は行くんですけど、以前もちょっと話題になって、もう少し入館者が多ければというふうな、全体的に、市内全体に、そういうまた話題にもなっておりますので、

ぜひそれぞれ工夫していただいて多くの市民あるいは外からも来ていただけるような工夫に努めていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

○委員長 要望で。ほかにはよろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 文化財に関して幾つかお伺いをしたいと思います。まずですね、この所管、教育委員会の中で各施設を所管をしていて、それがここの科目にも反映されているっていうように理解をしてますので、そういう観点で、まず古田晃記念館。これが図書館費に入ってるってことでよろしいですね。そうすると、この古田晃記念館は図書館のほうで入館者の関係だとかそういうのも把握をしたり、収入も含めてそちらでやっておられる。

○市民交流センター長 一切私のほう、図書館のほうでやっております。

○篠原敏宏委員 そうですか。生涯学習関連施設、これに関して説明資料の中22ページに一覧表があるんですが、古田晃記念館はここには入ってきてないということで、入館者数だとか入館料だとかっていう関係ってのは、こういうこれと一元的な把握は、あるいは集計はしてないということですか。

○市民交流センター長 済みません、こちらのページについては、社会教育課のほうのページになってまして、特に資料としてはお出ししておりません。ちなみに、入館料は取っておりませんので一切ありませんし、入館者につきましては、去年は532名でした。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 はい。わかりました。

あとですね、次に平出遺跡の発掘調査。これは恒常的にずっとやられておるということで、私の知人でそこにかかわってアルバイト的にですね、発掘調査にかかわっているっていう人の話をいろいろ過去に聞いた話もあって、非常にアルバイトとしては、稼ぎとしてはともかく楽しいおもしろい仕事をさせてもらったって言い方をその人がしてました。非常にこう発掘をしてですね、楽しかったってのは達成感があったと。自分が拾い出した1つの片が、昔ある意味を持ってたっていう、そういう要は気づきやそういうことをさせてもらって、文化財の遺跡発掘っていうね、仕事、非常におもしろいと。だからアルバイトしたらいいよって、ほかの人にも勧めるっていうようなそういうやりとりがあったわけですが。今、ここで、済みませんね。

○委員長 5目平出遺跡関係。

○篠原敏宏委員 247ページですか。ここで臨時職員賃金が出ておりますが、これは毎年この440万円ベースくらいの賃金をもってずっと発掘を続けている。それで今後も発掘が続いていくと。あのエリアでですね、発掘をするべき遺物がこれからもどんどん出てくるって、その状況をちょっと教えていただきたいんですが。

○平出博物館長 まず、ここに書いてあります臨時作業員賃金の発掘関係の資料であります。基本的にはですね、埋蔵文化財を土から拾い上げると言いますか、ものではなくてですね、膨大な、一言で言えば山のようにですね、拾い上げたものが山になっておりますので、それを一つ一つ洗浄し、表記し、要するに番号つけたりしながら、それをまた組み立てたり整理して記録保存するところまでのですね、作業。これは非常に、掘り上げるときは芋を掘るみたいなものでどんどん掘れますけども、それを一つ一つ整理していく作業していかなきゃならないもんですから、その費用と言いますか、手間暇が、時間が非常に多くかかるというのが現状でありまして、そのためのある程度専門的な知識なり技能を持ってる方をお願いしながらですね、臨時作業員賃金っていうような形で取り組んでいただいているものが主なものでございます。もちろん開発行為等に伴いましてですね、試掘調

査等もしておりますので、そういったところのものですね、発掘、埋蔵文化財の発掘としてはですね、作業が出てくることもございます。

それから、平出遺跡全体はですね、史跡指定されてるものが約15ヘクタールというふうに言われておりますけども、発掘調査をしたのが15%です。15%くらいがですね、発掘調査されている面積でございまして、まだまだ発掘調査の対象になってない部分がたくさんございます。遺跡全体像から言いますと、今の住居等もあるとも含めると30ヘクタールとか40ヘクタールと言われてるですね、大きな遺構と言いますか、ある可能性がある場所でもありますけども、史跡の中でもわずか一部分だけだと。そういう中で、先ほど申しましたように、住宅等の建築等もございすればですね、必要に応じて試掘調査や発掘調査もやるケースもあるというところがあります。また、今後ですね、大規模な開発事業等があればですね、発掘事業等が始まるという時期もあろうかと思っておりますが、以上です。

○篠原敏宏委員 ある意味非常に、先ほど言ったようにですね、楽しみな、まだ15%しか地下に埋まっている部分が明らかになってないというふうに考えますとね。あそこのいわゆる縄文文化っていうのが、まだ下に大事なものが埋まっていると。そういう意味では恒常的にこれ、かかる経費でありますけど、ぜひ予算を確保して続けていっていただきたいというのが1点と、もう1つは平出宿に関して、これはこの予算の中に全く出てくるあれではないと思いますが、重伝建の関係で、平出の集落そのものが重伝建に選定されてもいいんじゃないかっていうレベルがあるという話をね、平沢、奈良井の要は保存にかかわられた先生からも聞いたことも私ありまして、そういう意味では、市の中でも平出の重伝建っていうあのくくり、そちらの話っていうのがあろうかと思いますが、これは今この予算に、予算、決算に出てくるあれではない。ですから、今、ここで聞くべきことかどうかわからないんですが、これは、状況はどんなお話があるかないか、わかる範囲でお願いしたい。

○生涯学習スポーツ課長 今、委員さんおっしゃいますように、重伝建の選定に向けてですね、今、進めておるところです。今の状況を申しますと、地区の皆様ですね、説明会、それから文化庁からも職員の方お招きをして勉強会というようなものをさせていただいて、集まっていた方もそれほど大勢ではないもんですから、平出の区の皆様にまちづくり通信っていうような形でですね、そういったもののお知らせを配布なり回覧なりをさせていただいて、今やっているという状況でございます。

今後につきましては、ぜひ私どもとしまして、今、平出の遺跡の関係もあって大変いいところに位置しているもんですから、選定に向けてですね、また積極的に取り組んでいきたいという状況でございます。

○篠原敏宏委員 ぜひ前向きにですね、この作業なり経過をつくって、ぜひに最後は重伝建になるという方向でやっていただきたいなと思っております。

もう1つ、文化財ではお聞きしたいのは、堀内家住宅に関して大規模改修が必要っていう話があると思いますが、これもまだこの26年度の決算に出てくる話ではないと思いますんで、これは今、どんな状況にあるか、よろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 堀内家住宅につきましては、今年度からですね、半解体修理という形で入らせていただきますけども、今、業者、それにかかわります第1期工事ということで業者の選定をさせていただいて、御通知をさせていただいて、しばらくたった後には入札を執行していきたいということでございます。入る内容でございますけども、今の堀内家の半解体修理を行うに当たってですね、素屋根というものを、大きなものを設置

をして半解体の修理に入っていくという形になりますので、今年度中にはそういった形の工事が着工になるというところで進んでおります。

○篠原敏宏委員 そうすると、私、27年度の当初予算をまだよく調べてないのであれなんです、この辺に関する経費が27年度予算にはもう既に当初に盛られているということでよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 係長のほうから。

○社会教育担当係長 今、お話をいただいた重文堀内家住宅の修理工事でありましてけれども、御存じのとおり事業主さんは個人所有でありますので、個人事業主さんの主体による事業というふうなことでありますが、今年度事業であります、予算対応のほうはさせていただいております。市のほうからも補助金を支出するというふうな形で予定をしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○篠原敏宏委員 わかりました。

○委員長 いいですか。ほかにはいいですか。

○丸山寿子委員 済みません、重伝建のことでお聞きしたいと思います。資料のほうの80ページにも重伝建のことで説明があります。それで、平沢が今まだ途上で、一番下の課題のところにも、集客も途上ってということで、PRの研究が必要ということがあります。漆器祭に行きましても、奈良井と違いまして、日ごろからお客さんからいるわけでもなくてお店もないので、非常に来る人たちの人数もちょっと、ふえることがちょっとなかなか厳しい面もあるかなと思ってるんですけど、この重伝建の観点からいって平沢は漆工町というね、くくりなんですけど、そういう飲食店というようなものを、その家屋を生かした、つくるっていうことは、その重伝建の内容の中に合致しているのかとか、その辺ってというのは研究されてるのかどうか、可能なのか、ちょっとその辺、もしわかればお聞かせいただきたいんですが。

○委員長 係長お願いします。

○社会教育担当係長 今お尋ねをいただきました重伝建地区内における飲食店等の取り扱いということでありましてけれども、先ほどちょっと重文堀内家の関係でも申し上げましたとおり、所有者と言いますか主体に関しては基本的には民間というか、それぞれ所有者がいらっしゃってというふうなことであります。

あともう1点、この社会教育と言いますか、生涯学習の関係で扱う部分は、あくまでも一義的には文化財の保護、それに付随した活用というふうな、その主従関係の中での取り扱いというふうなことになりますので、うちのほうで積極的に、例えばそのお店の何て言うんですかね、誘致ですとか、そういったことに関して主体的にやるっていうことは、ちょっといろいろな観点から問題があるというふうなことであります。ただ、何もそこら辺関心がないというわけではございませんので、地元にも町並みの保存会等々がございますので、そういったその関係者の方とですね、そこら辺の認識を共有をした中で、なかなかちょっと歯切れの悪い言葉になるんですけども、そういったものが、うまく歴史的なものを活用しながらできるような形で、できるような何て言うんですかね、認識を地元の方と一緒に高め合いながら、応援できる部分があれば、文化財的な観点からできることは粛々とやるというふうなスタンスでいるところであります。以上です。

○丸山寿子委員 確認ですけど、その文化財を生かしてより多くの方に飲食もしながら見ていただくというような観点で、つまり、重伝建という意味の中ではそれは別に外れていないというふうに捉えてよろしいわけですか。

○**社会教育担当係長** 文化財保護っていう言葉があるわけですけども、その保護という言葉はですね、よく言われることなんですけども、保存と活用というふうに言われています。ですから、物としてしっかりと整うことは一方にあるわけですけども、その両輪って言いますか、片輪として活用というふうなことがありますので、そういうものを生かしながら活用していただくことは、ある意味、その本筋の中にあることだというふうに承知はしています。ただ、そんなわけで、主従関係はあくまでその物が残っていくということがまず一義的にあってというふうなことです。その部分の、そのスタンスっていうかバランス感覚は維持をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○**丸山寿子委員** 奈良井宿も指定されています。あそこは宿場でお店もあつたりするわけですので、また、いろんなところの重伝建、全国の、見に行くと、やはり奈良井宿のような形態でお店が入っているところが結構多いので、漆工町ではありますけれども、ぜひ研究していただきたいということをお願いしたいと思います。

○**委員長** 要望ということで。ほかにはよろしいですか。

○**山口恵子委員** 保健体育、スポーツに関してちょっと全般でお聞きします。本年出されましたスポーツ振興計画を見てみますと、24年度の社会体育意識実態調査をされていまして、運動とかスポーツをしなかった理由、11項目挙げられていて、その11項目の中で、場所や施設がないという理由が一番低いんですね、スポーツをしない理由の中に。それで、逆にどんなスポーツをしていますかっていうことを聞かれていると、ウォーキングとか、体操とか、軽い球技など、実際にスポーツをよくする方でも、何ですかね、体育館がなきゃいけないとか施設がなきゃいけないっていうことに特段偏ってはいないというふうに、この実態調査からは理解したんですけども。そうしますと、塩尻市民の今後の対策としまして、身近にスポーツを楽しめる機会をつくるということが重要というふうに、こちらのほうでは書かれていますが、具体的に方向性としてどんな振興目標と言いますか、どんな施策をしていこうとされているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○**生涯学習スポーツ課長** 今、お話しのように、スポーツは必ず施設があつてしなければいけないというものではなくて、身近なところで健康づくりの観点も含めてですね、やっていくのが、当然、競技スポーツとしての分野も当然ありますけども、健康づくりという観点でもですね、広めていかなければいけないということはおもっております。そういったところのですね、啓蒙って言いますか、そういった形で皆さんに健康づくり的な面も含めてですね、やっていっていただくっていうことに関して、何て言いますかね、入りやすいスポーツっていうか健康づくりっていうことが一番大事だと思いますので、そんなところもいろんな、例えばいろんな大会ですとか、そういうところもあるんですが、私どももできるだけそのPRもですね、積極的にしていきながらやっていきたいというふうに思ってますけども、健康づくりの分も含めてですね、庁内でも連携を取ってそういったことで進めていきたいというふうに思ってます。ちょっと答弁じゃないですが。

○**山口恵子委員** 今、御答弁いただいたとおり、やはり健康づくりとやはりスポーツ、そういった認識、市民の皆さんとても多く持っていらっしゃるというふうに感じています。それで、健康づくりとスポーツに関しては組織の中で、健康づくり課のほうでそういった対策を多分取っていくということで組織編成されたと思いますが、その点は、連携はね、もちろん取っていただくことは重要だと思いますが、その点、こういった方向性で事業を進めていこうとされているのか、現在の考え方でいいですのでお願いします。

○**健康づくり課長** この4月からですね、私どもも今健康づくり課のほうに、従来のスポーツ振興課であった業務

が移ってまいりました。内容としますとですね、いわゆるスポーツフィジカル教室という形で運動が健康に直結しているようなもの、それからスポーツ普及員、それからスポーツ推進委員の事務局が私のほうにまいりまして、そうした中でですね、私ども考えているのは、委員の皆様には、生活習慣病の予防には運動習慣をしっかりと持っただけが大切であるということと、それから生活習慣病の状況もお話をしながらですね、単なる好きなことをやるということではなくて、習慣をつけるということが健康づくりに大切だということも改めて御理解いただきながら進めてまいりたい。その中ではですね、特に私どもが今進めているのは、先ほど委員からお話がありましたウォーキングでございまして、ウォーキングマップが各地区ごとに作成されていますので、今年度、新たにそれも地区ごとのイベントでPRもしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今、現状ではそういうところでございます。

○山口恵子委員 これは要望ですけれど、やはりスポーツ振興、健康づくり、きちんとした、何ですか、政策というか柱を持って今後取り組んでいただくことが重要かと思っておりますので、要望といたします。

○委員長 要望ということで。ほかにはいいでしょうか。

○副委員長 80ページの市民スポーツ振興事業で、資料ですね、ごめんなさい、資料の80ページ。第6回塩尻ぶどうの郷ロードレースが企画され2、200万支出されていますが、これ、当然エントリーのための入場、何と言うんですか、料金取ってますよね。これは、採算がどの程度取れてるのか、ちょっと伺いたい。どうでしょう。

○生涯学習スポーツ課長 係長のほうで答弁します。

○スポーツ推進係長 ぶどうの郷ロードレースにつきましては、エントリー料、実行委員会のほうに納めていただく形で取っております。こちらの採算につきましては、ほぼ毎年、歳入と歳出が釣り合うような形で運営をさせていただいております。

○副委員長 王城の、あれは確かハーフだったと思うんですけれど、やはりフルだとかハーフだとかって一生懸命ですね、習慣的にジョギングだとかウォーキングなどをしていくと、どうしても上を目指したい、自分の記録を取りたいということでね、やはりハーフマラソン、フルマラソンっていうのが各地でもって今、行われていて、エントリーするのにね、開始されてから1時間以内に長野マラソンなどは締め切られてしまうっていうような大変な人気だと思うんです。ついては、もし採算が現時点で取れているならば、コースを延ばしてですね、近くに空港などもあるわけですから、あそこちょうど10キロでね、あそこでも3月に行われてますけれども、2、000人とか3、000人とか規模でやればね、十分採算が取れる規模だと思うんです。それが1つ。

それから、もう1つはですね、例えば早朝だとか、あるいは平日などでも19号だとか、あるいは奈良井、平沢も含めてですけれど、さまざまな集落でウォーキングやジョギングされている方がものすごく多いですね。私もあの皇居の周边走ったことがありますけれど、あそこ走って楽しいのはですね、信号機が1つもないっていうメリットもありますけれど、100メートルごとにね、県の花がこうプレートで埋められていて、自分がどのペースで走っているかってことがわかるんですよ。ちょうどあの空港もちょうど10キロのコースがつくられてますけれど、あれも1キロごとに表示があつてね、自分でやっぱりタイムをはかったりっていうことができて大変励ましになると思うんです。ですから、例えば19号であの桔梗ヶ原のところ直線のコースがありますけれども、多分、農作業の車がですね、行き来できるように歩道が広く取ってあるんだと思うんですが、ああいう

ところを走っている方なんか、何かこう標識があつたりすればね、当然100メートルごとに国道の標識はありますけれど、ああいうような工夫をつくれればウォーキングコースとして、かなり利用度が高まるんじゃないかなと思うんです。ぜひ、それも要望ですけど、よろしくお願いします。

○委員長 要望ということで、よろしくお願いします。ほかにはいいでしょうか。

なければ、私から。NPO体育協会からずっと言われていることをごさいますて、NPO、体育館の事務所の下水ですね、事務所の下水のほうは水がとまっちゃって、水道は出ますけどもということでお願いしたんですが、下水ですので、その先がどうなっているかわからないということで、ちょっと1年ぐらい保管、そのままになっているそうですが。もし、まだ先はあと5年ぐらい体育館建て直しましてもありますので、流しのホースを直結してですね、壁から下水へ流すだけでも彼ら、彼らって皆さん、事務局でやっていただいている人たちは助かるようで、お茶も飲めないようなこと言ってました。それは、向こう、トイレの横に水道ありますからそちらを使えばいいんでしょうけど、その辺もちょっと考えていただいて、NPO事務局の下水のところはどうなっているか、ちょっと教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 今のお話、体協さんのほうからも要望をいただいております。下水の排水ということでございますけども、多少、今、御不便おかけをしている状況ですが、体育施設のですね、今、施設関係も老朽化ですとか傷んでいる部分が大変ありまして、予算的にも非常に大きなものをかけているというような状況もございまして、優先して体育施設の安全性ですとか、使いやすさっていうものを優先していくのか、今言ったところの排水も当然大事な部分でございますので、その辺のところを、優先度も見極めながら検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長 私も会議のたんび要望されるものですから、ちょっとそんなことでよろしくお願いします。要望です。それでは、ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 1つ、済みませんね。この決算全般にかかわるってということよりか、私が一般質問で前回やらせていただいた部分に関してこのセクションの話だと思うので、この際お尋ねをさせていただきますが、この社会教育費からですね、始まるこのいわゆる教育委員会が所掌する中で、生涯学習スポーツ課。

○委員長 ちょっと待ってください、篠原委員。その辺、次のとこで。今の部分の説明受けた部分のとこで一旦閉じますので。

○篠原敏宏委員 そうですか。わかりました。

○委員長 今、説明受けた教育費、社会教育費から保健体育費までは閉じさせていただきまして、ここで、今までの中の全体を通しての質問ありますか、ということで、篠原委員。

○篠原敏宏委員 失礼いたしました。では、続けてやらせていただきますが、科目で見ますとね、ここで款項目あるうち、教育費の中の社会教育費。その中には公民館、青少年育成、あとは文化財、重伝建、文化施設、芸術文化係、いろいろこれが、目であります。これを所掌する中で、総文の関係と図書館の関係、あと平出遺跡の関係は答弁される方も別におられるんで、それ以外はみんな中野課長のほうで所掌をされてて、これやっぱり組織としてですね、ちょっと無理って、非常に有能な方がそろってるってことはあるんですが、これだけの所掌事務をですね、1課に全部押し込めてしまったっていう機構改革、これが無理があつたんじゃないかっていうのが私の一般質問の主旨だったんですが、やっぱり担当してる皆さんに率直な部分をお聞きをしたいなっていう。ただ、

きょうこの場でね、そのことがお答えがいただけたり、あるいは教育長さん、あるいは副市長さんも見えますんでね、そこらの中で、逆に言うと言にくい、あるいはここでは言えない、そういうこともあるかと思いますが、こうやって今、答弁をいろいろ聞いておりますと、明らかに生涯学習スポーツ課、保健体育費まで含めてです、所管をしてるわけで、私は無理が機構的にあるのではないかっていう気がしてます。これを、今このお話を、決算のこの場で、あるいはこの担当課長がその話を答弁をしていただくことででもないような気がしますが、副市長さんいかがでしょうか。

○副市長 御指摘をいただいておりますので、私のほうから答弁させていただきますが、私どもの職員、優秀な職員だもんですからね、組織の分掌事務、多少積み込み過ぎなところも見受けられると思います。そういうことも日々の仕事の中でこなしていただいておりますけれども、去年の組織改革の中で幾つかの、これに限らず幾つかの課題が出てきておりますんでですね、その辺は、組織はもう固定的な組織でございませんで、何と言いますか、不断に改革をしながら、場合によつたらですね、改めるところはきちんと改めてまいりたいというふうに思っております。

今、これから来年度に向けてですね、それぞれの実施計画あるいは中間的なこの27年度の評価、事業の評価が始まります。そういうことも含めて、あるいは人員体制のことも含めて、先ほどの健康づくりとスポーツの関係も含めてですね、幾つかの課題を洗い出しながら、私どもが向かう方向にフィックスするような組織のあり方、あるいは人員のあり方というのをですね、不断に考えていきたいというふうに考えておりますので、そんなことを申し添えます。

○篠原敏宏委員 副市長さんが言われる意味は私も承知をしております。そういうことの中で、例えばこども教育部というこの名前一つとっても、私は論理矛盾があると思っております。

それと、シティプロモーションなんていうね、考え方とか、そのセクションが一方でできた中で、例えば、この塩尻市の1つの大きな特徴が文化財に私はあると思っております、国指定の文化財、あるいは重伝建、これがこんなに集まっている。

○委員長 済みません、それは、また違うときに一般質問で。きょうは、ここで副市長の答弁があります。

○篠原敏宏委員 そうですか。じゃあ、ここにとどめますが、ずっとちょっとそんな見方でしておりますので、ぜひ考えていただきたいなど。それは失礼をいたしました。のりを越えているという話でありますので、ここでやめさせていただきます。

○委員長 はい、お願いします。

○副市長 私から、ちょっと一言。せつかくの議論でございますので、申し上げたいと存じます。貴重な御見いただきました。私どももですね、この社会教育だとか、それから文化財、あるいは文化の関係をですね、決してないがしろにしているわけではございませんので、その辺だけは御理解を賜りたいと存じます。

そういう中で、幾つかの市政の中でですね、取り組んでいかなきゃいけない課題がございますので、そういうものを総合的に考えながら、組織あるいは人員のあり方というのをですね、考えさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 答弁ありがとうございました。今の全体の中で。

○山口恵子委員 済みません、ちょっと1点聞き忘れた点がありまして、生活保護扶助費についてお聞きします。

近年ですね、生活がとてつ厳しい状況の中で生活保護の対象になる方が増加してきてるっていう状況の中で、きのうでしたか、報告では47件が新たに申請があったんですけども、42件の方が廃止になったというふうにお聞きしています。それは、生活支援員の方とかケースワーカーさんが頑張っていていただいで就労につながったり、生活が改善されたっていうような理解でよろしいのかどうか、その内容についてお聞きします。

○福祉課長 そうですね、26年度の生活保護の実態につきましては、42件が廃止、新たに開始になったものが47件ということで、きのう説明をさせていただきました。この廃止になった状況の中では、就労によりまして収入が増加したという方が12件ありました。生活保護になる方は、早期の対応が、派遣が例えば切れてしまったとか、そういう状況で早期に次の就労先が見つかるかと割と早めに生活保護から抜けやすいという実態もあるものですから、そういう方につきましては、ケースワーカーとそれから就労支援員が1人配置してありますので、そのお二人で就労支援を集中的にするっていうようなことをしながら就労先を見つけ、就労収入により廃止になるようにということを心がけています。そのほかには、御家族、親戚等に引き取られた方が5件ほどあります。そのほかは、生活保護の実態でいきますと、高齢世帯がふえているっていう状況もありまして、御本人死亡により廃止が26年度は10件あった。そんな状況です。10件です。

○山口恵子委員 わかりました。了解しました。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 もう1点いいですか。済みません、今度は別の件で。天使のゆりかご事業で、これは予防ですけど、丸山委員のほうからきのう、女性不妊だけに偏らないように、男性の面も支援ができるような体制をとるという御意見がありまして、私も同感です。それで、県のほうの事業を調べてみましたら、男性不妊治療の助成に対する助成費が今年度から創設されていまして、ただ、その男性に対する補助にも女性、妻となる女性の年齢制限があるものですから、その辺も誰でもできるようなものではないようです、県のほうの事業は。それで、こういった制度も、やっぱり塩尻市民の方もやはり情報としてね、知っていく必要はあるかなと思いますので、市のホームページのほうから県のホームページにこういった制度を紹介するようなリンクができるようなことをね、していただければいいかなと思いますので、これは要望とさせていただきます。

○委員長 要望ということで。ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、ここで自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号平成26年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、5款労働費中1項労働諸費3目ふれあいプラザ運営費、10款教育費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。

それでは、ここで10分間休憩を取ります。後ろの時計で11時20分から次に入ります。よろしくお願いいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

議案第3号 平成26年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第3号平成26年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第3号お願いいたします。決算書、ページ295でございます。決算説明資料のほうは90ページと91ページになります。よろしくお願いいたします。まず、歳入の決算額、そちらにありますとおり2,497万6,774円、前年度比で0.6%減でございます。それから、歳出決算額2,493万8,574円で、前年度比0.8%の減でございます。差引額の3万8,200円、これは翌年度に繰り越しをいたしました。資料のほうにあります、貸付状況につきましては、平成26年度、大学生27人、高校生4人という状況で、内訳は資料のほうに記載がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。決算書の300ページ、301ページをお開きください。まず1款財産収入でございますけれども、12万1,380円。こちらは、特別会計で運用をしております育英基金と大野田育英基金、そちらの利息分でございます。

それから、1つ飛びまして3款繰入金でございますけれども、1,600万余になります。育英基金それから大野田育英基金からそれぞれ貸付事業のほうに繰り入れをしているものでございます。育英基金につきましては高校生への貸し付け、大野田育英基金については大学生への貸し付けに充当をしております。また、事務費が生じますので、事務費部分は大野田育英基金の繰入金を充当しております。

それから、4款繰越金でございます。4,000円でございますが、こちらは、本来、歳入歳出プラマイゼロになるものでございますが、平成25年度の出納整理期間中に償還金の一部入ってきたということで、4,000円が繰越金として生じております。

それから、5款諸収入でございます。1項貸付金収入1目貸付金収入でございますが、こちらが、奨学資金貸与期間が終了いたしまして返済された償還金ということで、先ほどと同じように育英基金は高校生、大野田育英基金は大学生に貸し付けていたものの償還金ということになっております。備考欄のところがございますけれども、育英基金のほうでは、滞納繰越分の償還が1万円ございました。それから、そちらの3節木曾広域連合奨学金がございます。これにつきましては、檜川村時代に木曾広域連合として貸与していた奨学金の返済に関する収入となっております。ということで、合計が2,497万円余という状況でございます。

続きまして歳出でございます。302、303ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。こちらについては、先ほど申し上げました右側のまず貸付事業管理費でございますけれども、選考委員の報酬5人分のほか、事務費の相当分がこちらの貸付事業管理費でございます。奨学金選考委員

会につきましては、教育長、教育委員、それから民生児童委員協議会長、それから市の職員の構成になっております。

それから、2つ目の白丸、基金積立金でございますけれども770万円余。これは、先ほど収入で返済されました償還金の利息、それから繰越金を基金に積み立てるものでございます。

それから、その下の白丸、一般会計繰出金でございます。121万2,000円でございますが、こちらは、先ほども御説明しましたが、合併時に木曾広域連合分をこちらの市のほうの奨学金制度に統合した際に、塩尻市の一般会計から一旦繰り入れて一括償還を広域連合のほうにしております。個人から償還された分を、償還ごとに一般会計に戻しているということで繰出金が出てきております。

それから、2款貸付金1項貸付金ですね、1目も貸付金になりますが、これが、この事業の主たる経費ということになりますけれども、奨学金貸与申請があったものに対する貸付金の支出でございます。平成26年度につきましては、右側の備考欄で育英基金の奨学金の貸し付け、これは高校生でございますけれども4人分でございます。新規はお二人という状況でございます。それから大学生は現在27人貸し付けをしております、26年度の新規が5人という状況でございます。ここ数年の貸付者の数につきましては決算説明資料の91ページに載せていただいておりますので、あわせてごらんをいただければというふうに思います。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいま説明をいただきました部分について、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

○**篠原敏宏委員** 歳入の301ページの一番下ですね、木曾広域の奨学金の貸付金収入、これが戻ってくる分ということですが、人数と、これがいつまで残っていくかと、最終いつまでということをお願いいたします。

○**教育総務課長** 現在、残っている方で7名ということになっております。最終ですと、平成31年までという状況でございます。

○**委員長** いいですか。

○**篠原敏宏委員** 確認で。これは償還っていうか、貸付条件、償還条件ってのは、木曾にいたとき借りたときの条件をそのまま引き継いでいるということよろしいですか。

○**教育総務課長** はい。そのとおりでございます。

○**篠原敏宏委員** はい。了解です。

○**委員長** ほかによろしいですか。

○**山口恵子委員** 先ほど選考委員のメンバー教えていただきましたが、申請があった中で、選考から漏れてしまったようなケース、あるかどうかお聞きします。

○**教育総務課長** 平成26年度につきましては、高校生お二人が新規でございますけれども、高校生については漏れた方はおりません。それから大学生が5人新規でございますが、申請は7人ございまして、お二人が基準に該当せずに漏れたという状況になっております。

○**山口恵子委員** 済みません、その選考基準で、どこの部分に当てはまらなかったか、わかりましたらお聞きしたい。

○**教育総務課長** ちょっと具体的には承知しておりませんが、本市の奨学金につきましても日本学生支援機構という全体の奨学金制度でございますが、そちらの規定を準用しております、所得要件と成績要件がござい

ますので、そちら総合的に判断する中でということになってるかと思います。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 いいです。

○教育総務課長 じゃあ、具体的には、係長のほうから。

○委員長 補足を。係長、お願いいたします。

○学校支援係長 お願いいたします。平成26年度におきまして、大学生が7名依頼をしております、そのうち2名選考から外れているという状況です。このときの主な要件ですけれども、1人の方におかれましては所得要件が基準を超えているということと、もう1人の方も同様に所得要件が高かったということで、お二人とも主たる理由は所得要件。あと、付随するもので、成績要件も加味しておりますけれども。以上です。

○山口恵子委員 はい、わかりました。

○委員長 いいですか。ほかによろしいでしょうか。

○丸山寿子委員 就職難とかいろんなことでまた進学を希望したりですとか、いろんな動向があるかと思います。また、経済的理由でやっぱり進学もやめるとかもあるかと思うんですけど、この応募者数の推移っていうのはどうなのか、全体の。お願いします。

○委員長 係長お願いします。

○教育企画係長 応募者数ですけれども、以前、平成23年度までは5名の大学生の応募要件という形になっておまして、それまでは、それを超えるような状況でしたけれども、それに応じて貸与枠を変えたという経緯がございます。それ以前は予算的には大体5名の枠でしたけれども、それ以降10名までふやした状況でございます。昨年度は10名の枠に対して大学生7名で、今年度につきましては、応募者ですけれども10名の枠を超える状況がございました。毎年、こちらのほう経済状況によりまして変わってきております。ただ、高校生の枠におきましては、例年人数に達していないっていうような状況が続いております。こちらにつきましては、高校の無償化等による影響があるかと思います。以上です。

○丸山寿子委員 わかりました。

○委員長 いいです。わかりました。ほかによろしいでしょうか。

ちょっと、メモは間に合わない。ほかはよろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号平成26年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号平成26年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第4号 平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第4号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 決算書の305ページをお願いいたします。305ページとなります。議案第4号となります。平成26年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では92ページから掲載してございますので、あわせてごらんください。26年度会計決算におきましては、第5期の介護保険事業計画に基づく24年度から26年度までの3カ年間にわたる財政運営の最終年度の決算となります。決算規模につきましては、歳出合計が49億1,900万円余、前年度決算額から1.4%、6,600万円余の増と第5期計画の3カ年間で小幅な増加率となりました。この額を第4期計画の23年度決算額と比較いたしますと、ここ4年間で6億3,400万円余増加しております。この中で、歳入歳出差引額の1億3,300万円余を翌年度会計に繰り越しをする決算となりました。それでは、歳出から御説明申し上げますので、320、321ページをお願いいたします。

歳出320、321ページから御説明申し上げますが、ページ数も多く内容も多岐にわたっておりますので、主な事業につきましてかみ砕いて用語の解説を交えながら説明させていただきます。321ページ最初の1款総務費の介護保険事務諸経費につきましては、前年度決算額から700万円余増加しております。これは、黒ポツ中ほど下にあります納付書作成等業務委託料の210万6,000円が、26年度からの新規科目として介護保険システムの委託業者の変更に伴う経費があることや、その下のいきいき長寿計画策定委託料として27年度からの第6期計画の策定に伴う経費、またその下の介護保険システム改修委託料として、27年度から行われる制度改正に対応するためのシステム改修委託料の特殊事情的な経費があることから、前年度決算額から大幅に増加しております。なお、システム改修委託料につきましては、国の補助金として2分の1の補助を受けております。

その下白丸、嘱託員報酬と、認定調査費等諸経費は、市町村が行う介護認定調査の一次判定に伴います事業費となります。このうち、認定調査費等諸経費の黒ポツ中ほど下、文書作成手数料の1,366万円余につきましては、介護認定の際に必要な要件となります主治医の意見書の作成に要する手数料となります。この手数料は、法的に自己負担を求めておりませんので、全額一般会計繰入金を財源に賄っております。

次の段の認定審査会に係る松本広域連合負担金は、松本広域連合に設置されております介護認定審査会の二次判定に必要な費用を管内の3市と東筑摩郡の5村が、均等割と前年度の認定審査件数の実績割でそれぞれ負担しているものでございます。

次のページをお願いいたします。323ページ一番上、最上段の左端2段目の2款保険給付費の支出済額をごらんいただきますと、保険給付費の総支出済額が45億7,200万円余となり、歳出決算総額全体の93%を占めておりますが、前年度決算費2.0%、8,900万円余の増と、第5期計画中の3年間で最も低い増加率となっております。

次に、左322ページの上から3段目、2款1項の介護サービス等諸費が要介護1から5に該当される方に対する給付費で、介護給付費と呼ばれております。その中ほど下の2目介護予防サービス等諸費が要支援1、2に該当される方に対します給付費となり、これは予防給付と呼ばれております。この要支援者を対象とした給付費と、上段1目の要介護者を対象とした介護給付費と、それぞれ区分けしながら支払を行っております。

右ページをごらんいただきますと、専門用語がずらりと並んでおりますので、用語の解説を交えながら説明させていただきます。右ページ、最初の白丸、居宅介護サービス給付費が、訪問介護や通所介護、特養の短期入所などに係る給付費となります。この科目が一番大きな給付費となりますが、前年度決算比3.6%、6,300万円余の増となり、デイケアと呼ばれる通所リハビリテーションに係る給付費の増や有料老人ホーム等で行われる特定施設入居者の生活介護費に係る給付費が増加している状況でございます。

その下の地域密着型が、認知症共同生活施設のグループホームや、通所と宿泊、訪問サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護施設などに係る給付費となります。

その下の施設介護費が、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設入所に係る給付費となりますが、前年度決算比1,900万円余の減となっております。この減は、介護療養型医療施設に係る給付費の減が主なものとなりますが、この医療施設が平成29年度末をもって廃止されることから新規の入院患者を抑えているものと見受けられます。

その下の居宅介護福祉用具購入費は、貸与になじまない腰かけ便座などの福祉用具の購入に対する給付費となり、年間10万円の利用を限度としております。

また、その下の住宅改修費では、20万円を限度に改修費用を保険給付の形で支給しております。以上、申し上げました給付費は、利用者負担の1割を除いた9割分を保険者負担分としてそれぞれの科目から支払っております。なお、利用者負担につきましては、本年8月から一定以上の所得のある方を対象に2割負担が導入されております。

その下、計画給付費は、介護サービスを受ける際に必要となりますケアプランの作成に伴う費用となります。費用の全額が保険給付されますので、利用者負担はございません。

その下の2目介護予防サービス給付費以下は、前段申し上げました要介護1、2の方に対する給付費となり、上段の要介護1から5の方を対象とする介護給付費と同様の内容となっております。

次のページをお願いいたします。325ページ白丸の上から2つ目、高額介護サービス費は、介護保険の利用者負担が高額とならないよう、同一世帯内での利用者負担の合計額が月額、月の単位の1カ月当たりの限度額を超えた際に、超えた分を払い戻しする制度です。

また、白丸の2つ下の高額医療合算介護サービス費では、介護保険と医療保険の利用者負担分を合算して、これは年間の1年当たりの限度額を超えた分をお返すものとなります。なお、この合算制度は、平成20年度から導入されております。

中ほど下の白丸、審査支払手数料は、国保連合会に資格確認と支払業務などを委託しておりますので、その手数料として介護給付費請求明細書、医療で言いますレセプトと同じようなものでございますけども、1件当たり60円の単価で支払っております。

その下の白丸、特定入所者介護サービス費は、補足給付と呼ばれているもので、平成17年10月から特養や老人保健施設などの施設入所者の食費と居住費が保険給付から外れ、原則として自己負担となりました。この見直しにより利用者負担が急増しないよう、市民税非課税世帯の低所得者世帯を対象に所得に応じて保険給付の形で食費と居住費の軽減を行っているものでございます。対象者数は、26年8月1日の更新時点で344人の方が適用を受けております。なお、この補足給付の対象となります所得につきましては、本年8月から世帯分

離の配偶者の所得を含めるとともに、一定額以上の預貯金や株式などの有価証券などを所得として勘案するよう見直しが行われております。また、さらに来年8月からは、遺族年金などの非課税年金を所得として勘案するよう見直しが行われます。以上、2款の保険給付費となります。この保険給付費に対しまして、決算説明資料の93ページの下段に掲載してございますが、国・県・市を合わせた公費負担の50%と、第2号被保険者と呼ばれる全国の40から64歳の皆さんが加入されている医療保険料の中から御負担をいただく保険料を財源として、支払基金から29%相当分の交付金として受けますので、残る21%分が65歳以上の第1号被保険者の皆さんから御負担をいただく保険料からの負担となります。言いかえますと、給付費が伸びますと、約2割分が加入者の保険料に影響が及ぶものとなります。

次のページをお願いいたします。左、326ページ2段目の3款地域支援事業費は、前段の保険給付費は国の事業として行われておりますが、この地域支援事業は市町村が行う事業として位置づけられております。この事業費につきましては制限枠が設けられ、各市町村の介護保険事業計画に定めた介護給付費見込額の3%を上限に、国と県、支払基金から費用負担が行われております。また、1項の介護予防事業費と最下段の2項1目の包括的支援事業費は、市町村が行う必須事業となります。

右ページ白丸の上から2つ目、一次予防事業は、元気な高齢者の方を対象とした介護予防事業となります。黒ポツの下から2つ目のいきいき貯筋倶楽部事業委託料は、ヘルスパ塩尻などに委託する中で各支所、各地区センターの市内全10地区において17の教室を設けながら、転倒、骨折予防などの生活機能低下を防止するための運動指導のほか、栄養指導なども行っております。参加者数につきましては、決算説明資料の98ページに掲載してございますが、参加延べ人数が5,165人、前年度実績から645人の増と多くの皆さんから御参加をいただいております。その下の黒ポツ、地域介護予防活動支援事業委託料は、区単位で開催する元気づくり広場事業として社会福祉協議会に委託する中で、24年度において新たに4つの区で取り組みを開始し、26年度末で全66区のうち63区で実施をしております。

次の白丸、二次予防事業は、その下の白丸、二次予防事業対象者把握事業におきまして要支援、要介護状態となるおそれの高い特定の高齢者を把握した上で、希望者を対象に二次予防につながる教室を開催しているものでございます。この教室は、上の白丸、二次予防事業の上から3つ目の黒ポツ、介護予防事業委託料として送迎つきで桔梗ヶ原病院など6業者に委託するもので、運動機能の向上を促す運動機能向上教室と、閉じこもりや認知症の改善を促すお出かけサロンの2つの教室を設けております。

最下段の2項1目包括的支援事業費は、介護や保健、福祉に関する総合的な相談や地域連携を包括的に行う事業となります。次のページをお願いいたします。329ページ上段の黒ポツ中ほどの下、高齢者等相談窓口等委託料は、塩尻病院のこもれびなど、市内7カ所の在宅介護支援センターにおける相談や訪問業務に係る委託料となります。

次の白丸、介護相談員派遣等事業以下は、2目の任意事業費となります。この任意事業費におきましては、各市町村の判断により行われる事業となります。最初の介護相談員派遣等事業では、市民の介護相談員を委嘱する中で、相談員が市内の各介護保険施設を訪問し、利用者の声を聞きながら施設側に改善を促すなどの助言を行っております。

次の白丸1つ飛ばした、家庭介護支援事業の黒ポツ中ほど下、家族介護用品助成金は、在宅で要介護4または

5の方を介護されている市民税非課税世帯を対象に、紙おむつなどを購入できる介護用品購入券、クーポン券として年間9万円まで利用できる事業となります。また、その下、介護サービス利用助成費では、在宅の要支援、要介護者の市民税非課税世帯を対象に、訪問介護や通所介護などの居宅サービスに対する助成券として交付するもので、月1,800円、年間2万1,600円まで利用できる事業となります。

同じページ一番下の黒ポツ、高齢者世帯等タクシー利用料金助成金は、市民税非課税世帯の75歳以上で構成されている世帯などで、自動車等の交通手段を持たない方や、要介護3以上で通院等で寝台タクシーの利用が必要な方を対象に、通院等に必要なたクシー料金の一部を助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。331ページ中段の5款1項1目の介護予防支援事業費の白丸、嘱託員報酬と介護予防支援事業事務費は、長寿課内に設置しております中央地域包括支援センターの運営に要する事業費となります。この事業費は、歳入におきまして要支援1、2の方々に対しますケアプランの作成に伴う収入があることから、介護サービス事業勘定として別枠で経理を行っております。したがって、この事業科目以外の事業費は保険事業勘定として経理を行っておりますので、1つの特別会計の中で、介護サービス事業勘定と保険事業勘定の2つの事業勘定を設けながら会計運営を行っているのが特徴的でございます。

次の白丸、基金積立金として記載のあります決算額の元金と利子をそれぞれ積み立てたことで、26年度末の基金保有額が2億7,800万円余となります。歳出は以上です。

続きまして、歳入をお願いいたします。ページ戻していただいて312、313ページをお願いいたします。312ページですね、簡潔に申し上げます。歳入におきましては簡潔ということで、312ページ、1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者の皆さんから御負担をいただきます介護保険料につきましては、1節の現年度分保険料を目で追っていただき、右ページの収入済額をごらんいただきますと、10億8,400万円余となり、加入者数の増加に伴いまして前年度決算額から3,400万円余の増となっております。また、その下2節の滞納繰越分保険料の収入済額におきましても、前年度決算額から92万円ほどの増となっております。次に、右ページの収納率をごらんいただきますと、最初の保険料全体の収納率が97.30%、前年度の97.28%から0.02%向上しております。このうち、現年度分保険料の収納率が前年度決算比プラス0.05%、滞納繰越分におきましてもプラス2.90%と、いずれも前年度を上回っております。しかしながら、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入未済額が2,400万円余に達しておりますので、納付いただく皆さんに不公平が生じないよう、引き続き収納対策に努力させていただきます。

同じページ、中ほど下の3款国庫支出金の介護給付費負担金は、記載してあります交付割合に応じまして歳出の保険給付費に対する定率の負担金となります。なお、この国庫支出金と、この後御説明申し上げます支払基金交付金は、当該年度に概算交付され翌年度に精算が行われております。

次のページをお願いいたします。左、314ページ3段目、4款支払基金交付金は、歳出で触れましたように、全国の40から64歳の第2号被保険者と呼ばれる皆さんが加入されている医療保険料の中から御負担をいただく保険料を財源に、支払基金、正式名称、社会保険診療報酬支払基金から、法に定めます負担率に応じて交付を受けるものでございます。なお、この29%の交付割合は、全国の65歳以上の第1号被保険者数と、40から64歳の第2号被保険者数の構成見こみ比率に応じまして、3年ごとに見直しが行われておりますので、この負担率は24年度から26年度までの第5期計画の財政運営にかかわる負担率となります。

下段の6款1項の一般会計繰入金は、次のページをお願いいたします。右、317ページ、介護給付費繰入金以下、職員給与費など、法の規定に基づき、歳出の介護給付費などに対する定率の繰入金や事務費などに対する繰入金として一般会計から繰り入れを行っているものでございます。この中で、最初の介護給付費繰入金が、給付費の増から前年度決算額から1,100万円余の増となるなど、歳入繰入金総額全体で1,600万円余の増となっております。

同じページ、中ほど下の7款1項1目1節の前年度繰越金は、先ほどの歳出で触れましたよう、サービス事業繰越金と保険事業繰越金の2つの事業勘定に分けながら経理を行っているものでございます。以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明受けました部分で、昼ですね。ここで一旦切りまして、1時からの開始としたいと思います。よろしくをお願いします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解きまして再開いたします。金田委員から、少し所用がありまして遅れるという連絡があります。ちょっと遅れてまいります。

それでは、午前中説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見を承ります。介護保険事業特別会計です。

○山口恵子委員 介護予防の一次予防事業についてお聞きします。いきいき貯筋倶楽部が各支所で中心に行われていますが、その事業はやはり効果的な事業で、広丘は特に参加者なんかが多くて定員オーバーしてしまうというようなこともお聞きしますが、この事業をやることによって筋力の低下が防げ、またさらに向上するというところで、3カ月後くらいでしたかね、体力測定なども行われていて、参加者はとても効果が実際に数字的データで把握、確認できていて、参加者の皆さんはとても満足というか喜んでいらっしゃるようです。それで1つお聞きしたいのは、いきいき貯筋倶楽部の指導者の方の最後のお話で、この事業は今回最終日これで終わりですが、3カ月間何もしないとまたもとに戻ってしまいますよっていうお話がありました。それでこの事業も、いきいき貯筋倶楽部としては回数制限があるんですが、それを日常生活の中で継続して取り入れて実施していただくことが大事になってきますが、その辺の取り組み状況などわかりましたらお聞きします。

○長寿課長 確かにですね、予防というものは非常に重要だということを感じております。今は制度改正の中で、29年度には要支援1、2の通所介護と訪問介護が市町村事業へ移行する中で、今は元気高齢者を対象にした一次予防と少しリスクの高い方を対象にした二次予防の2つの今は教室を設けておりますけれども、29年度からは1つになりますので、その際にはやはり、もっと若いころから介護予防をやる必要があるということで、大幅な見直しが必要でございますので、その辺の家庭でできる、前段話がありましたスポーツの振興も必要ですので、総合的な見直しを考えております。以上でございます。

○山口恵子委員 それはやはりとても大事なことで、これから介護を必要とする人をなるべく少なくしていくということでも予防事業はとても大事ですので、ぜひその事業に期待しています。

○委員長 ほかに質問はありますか。

○丸山寿子委員 二次予防事業のほうでお聞きをしたいんですけども。お尋ねをして、配布をして回収率68%ということで、25年度、26年度、運動機能あるいはお出かけサロンのほうの参加者の的にはほぼ同じ数ということですけども、より多くの方に参加していただくということで、26年度工夫した点とまた今後の課題等をちょっとありましたらお聞きをしたいと思います。

○長寿課長 説明の中で申し上げました。要支援、要介護になる手前の方を把握するということがお尋ねをやっておりますけれども、このお尋ねにつきましては、25年度から2年に一度に改めております。26年度は7,153の方に配布いたしまして、68.0%という回収率でございますけれども、国では今、先ほど申し上げました新しい事業に移行する中でも、個別に把握する必要はないのではないかということをおっしゃるので、そうしますと今山口委員さんにお答えしたとおり、予防給付、予防事業も大幅に見直しますので、こういう特定高齢者の把握もやはり改善が必要かなということをお考えしております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

○山口恵子委員 済みません、もう1点。介護保険料の収納率が99%ぐらいになっていきましたが、その中で実際に介護サービスが必要となった場合は、サービス制限ですとかいろんな制限が出てくるとは思いますが、そういうケースはございますでしょうか。

○長寿課長 今はですね、介護保険料につきましては、滞納保険料を滞納した方に対して給付制限を行っております。不能欠損をしますと、そういう給付制限出てまいりますけれども、不能欠損をせずに納付制約の中でやっておりますと給付制限を行えませんが、実際今は、不能欠損の中で給付制限をやっている方のものを申し上げますけれども、26年度実績で8の方が受けられております。2年以上滞納しますと3割給付とか制限ありますので、納税いただく方の不公平にならないように、しっかりと滞納的なものもやらせていただいております。以上です。

○山口恵子委員 済みません、その制限の内容ですけど、利用される場合は1割負担または2割負担になりますが、その負担割合を多くするのか、それか実際のサービスをする部分を削っていくのか、その辺はどんな状況でしょうか。

○長寿課長 1年間滞納した場合にはですね、サービスの利用を一旦全額払っていただいて、後で1割負担、9割分をお返しをするというものでございます。あと、2年間滞納をした場合には3割になってしまいますので、そこはもう3割の中で、7割給付という形で制限をしておるものでございます。以上です。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 認定調査の関係でお伺いいたします。認定調査員さん、ある一定のやっぱり知識、スキルが私には必要だと思うんですが、その基準とかがありますか、資格とか。

○長寿課長 認定調査員につきましては資格ではございませんけれども、県の研修会が毎年4月に開催されておまして、1日の研修を受ける中でそこで資格ができるということで、今は嘱託職員含めまして介護保険系の職員全員が取りまして、時間外でも対応できるような体制を取っております。以上でございます。

○篠原敏宏委員 調査員さんをお願いするっていうか、採用するっていうか、実情はいかがですか。あの方は適当だから頼みに行くというのかっていうことなのか、それとも公募をして、応募多数の中からある基準で選ばせていただくとか、いかがですか。

○**長寿課長** 現在8人の嘱託職員を雇っておりますけれども、基本的に嘱託職員は1年更新でございますけれども、専門職だということは、おおむね8年で更新しておりますので、切れた時点で広く広報、ホームページで掲載をさせていただいて、26年度も1人の方、公募の中で応募をさせていただいて、その方は松本市で認定調査員をやられた本当に経験の豊かな方でした。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第4号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号平成26年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第6号平成26年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**健康づくり課長** それでは、決算書347ページをお願いいたします。決算説明資料は102ページでございますので、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まずは決算説明資料で決算の概要をごらんいただきたいんですけども、年間患者数の延べ人数は、前年度対比5.6%の減の1万381人、診療日数は221日、前年度比8日増、1日平均患者数は52名ということでございました。平成26年度から診療所運営に指定管理者制度を導入いたしまして、医療法人社団敬仁会を指定管理者と指定したところでございます。診療報酬等の収入管理と施設の維持管理等の業務を指定管理者が行うこと、そういったことによりまして診療所運営の効率化が図られ、歳入歳出の総額は1,100万3,037円だったというものでございます。

事項別明細書によって、歳出から御説明いたします。354、355ページをお願いいたします。まず1款総務費1項施設管理費1目一般管理費の主なものは、指定管理料の300万円ということでございます。

それから、ほかの主なものでは3款の公債費でございますけれども、起債の償還金でございます。

歳入のほうですが、352ページをお願いいたします。352、353ページですけれども、主なものは一般会計からの繰入金でございまして1,000万305円で、前年度より144万円ほどの減額でございます。指定管理のモニタリングを実施したところでございますけれども、その中で住民アンケートもとったところですが、医師も含めました職員対応を初めまして診療所の医療に対する住民の皆さんの満足度は高いものということがございました。それから新たに始めた送迎のサービスも好評でございます。私からは以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○**篠原敏宏委員** 経営が指定管理で若干よくなったという意味もわかりますが、102ページの冒頭のところにあります患者数が5.6%減ということの分析ですが、この理由はどんなふうに分かれていますか。

○**健康づくり課長** その辺につきましてはですね、実際に檜川地区のいわゆる高齢化が進んでいることなどによりまして、今まで診療を受けていた方が入院をされたりですね、あるいは施設に入ったりしたことが影響している、そういう分析をしております。

○**委員長** よろしいですか。

○**篠原敏宏委員** 例えば先生の評判が悪くなったとか何かミスがあったとかっていう、評判が悪いとかそういうことではないということ。

○**健康づくり課長** 河原先生はですね、評判はアンケートの中でも非常に細かく話を聞いてもらえるという、好評な評価が多くてですね、いろいろ職員からも聞けばですね、診察の話プラス生活相談までもする場合もあるというふうなことでですね、非常に好評であると。したがって、そういった理由、今御指摘の理由ではない、そういうふうに分かれています。

○**篠原敏宏委員** わかりました。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。

○**丸山寿子委員** 指定管理にはなったんですが、医師は同じ方だったということによろしかったですか。

○**健康づくり課長** 医師は同様でございます。

○**委員長** ほかにいいでしょうか。

○**篠原敏宏委員** 1つ、済みません。その医師の話なんですが、河原先生の今までやっていた診療所時代の科目以外の科目、あるいは敬仁会からの臨時の先生の派遣とかっていう実態はいかがですか。

○**健康づくり課長** 昨年度ですね、木曜日に一時期整形外科の先生の派遣をしていただいておりますけれども、ちょっと御高齢のために今は休止状態でございます。

○**委員長** いいですか。ほかにいいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第6号平成26年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第6号平成26年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。

議案第13号 塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例

○委員長 それでは、続きまして議案第13号塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案関係資料で説明をさせていただきますので、議案関係資料37ページをお開きください。

では、議案第13号塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例になります。提案理由ですけれども、8月17日、先月開催いたしました議員全員協議会において、健康福祉事業部長より塩尻市障害者福祉センター及び塩尻市障害者就労支援施設の無償譲渡について御説明をさせていただいております。そのうち塩尻市障害者福祉センターは、障がい者が地域で生活するための訓練や相談、生きがい対策、障がい者団体やボランティアの育成、啓発事業を行うため、昭和62年塩尻市が設置し、塩尻市社会福祉協議会へ事業委託し事業を実施してまいりました。平成18年度からは塩尻市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、障がい者の福祉の増進と自立に向けた支援に取り組んでまいりました。これまでの運営実績と現サービス利用者の継続的な支援の確保、また、さらなる障害福祉サービスの拡充を図るため、必要となります施設の改修等への対応も含め塩尻市社会福祉協議会に無償譲渡することとしたため、塩尻市障害者福祉センター条例を廃止するものです。

条例の施行等につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものとして御提案させていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様からの御意見、御質問を承ります。ありますか。

○副委員長 何度か説明を受けているんですが、なかなかこれ私、理解できないところがあるものですから、ちょっと確認のために伺うんですけれど。市がこれを無償で譲渡する理由は、これからの建物などの更新のためにかかる費用が増すということだと思うんですね。それに伴って、社会福祉協議会のほうでそれを引き取って、採算がとれるという見通しがあるから多分社協のほうでは受けると思うんですけれど、受けることができるならば、市でそのまま持ち続けて現在の状態を続けてはいけないのかということなんです。そこら辺はいかがなんでしょうか。

○福祉課長 施設そのものが老朽化をしております、今後かかわる経費につきまして先の全協で御説明をさせていただいておりますけれども、今後順次必要となります改修につきましては、屋根とか外壁等の塗装、それから防水塗装とかエレベーターの取りかえも必要になる時期もまいります。それにかかわりますのが、3,300万円余くらいがかかるということを推定しております。また、現在指定管理で社協さんに事業をお願いしている部分、それとあとは障害者総合支援法等の法の定めによりまして、自主事業として障害福祉サービスの提供を社協さんが同じ施設を使いまして実施をしております。その中でいきますと、現在社協の決算状況を見ますと、障がい者のサービス提供の部分でいきます。26年度の決算状況でいきますと大体1,700万円ぐらいの収益を生んでおります。今この施設を管理と障がい者の相談業務、それから未就園児等のことばの教室の事業を指定管理の業務の中で実施をさせていただいております、それにかかわります指定管理料が大体1,200万円余、毎年市が支出しているという状況です。それらの経費のバランスを見たところではいきますと、自主事業を現在の規模で実施していても1,700万円余の収益が出ておりますので、指定管理料がなくても施設の管理をしながら

障害者福祉サービスの提供ができるのではないかとということがまず1点あります。またもう1点は、隣接します老人福祉センターのむらがありますけれども、こちらは社協さんが持っている施設であり、また高齢者の事業を進めてきております。ただ、ふれあいセンター等の整備ができてきている中で、入浴者につきましてもふれあいセンターを御利用される方もふえてきておまして、事業の規模の、今の現状で続けることよりも、併設する障害者施設と一体的な障害福祉サービスの提供をするほうがいいのではないかとということで、社協さんのほうから老福の改修をし障がい者の定員をふやしていきたいという提案がございました。ですので、そこら辺をトータルの考えまして、市といたしましては、障害者施設を無償で社協さんに提供し、なおかつ老福を社協さんで改修して障がい者の皆さんの福祉の増進に役立てていただくほうがいいのではないかと判断をしたものです。

○副委員長 ということは、3,300万円の施設改修の費用も社協のほうで十分賄えるということなんですね。

○福祉課長 そのとおりです。

○副委員長 わかりました。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

○山口恵子委員 済みません、先ほど老人福祉センターのむらの今後の対応で、障がい者の施設ということで居場所にするのか就労施設にするのか、その辺わかりますかね。障がい者のそういった施設はともまだ不足している状況で、そういった対応をしていただけることはとてもありがたいことかなというふうに思っていますが、この事業の内容と定員どのくらいかお聞きになっていければお聞きします。

○福祉課長 まだこの部屋をどういうふうにとすることは具体的にはわかっておりませんが、全体の計画の中でよろしいでしょうか。現在、すみれの丘で生活介護を8人の定員でやっておりますけれども、これを生活介護を20人にふやす。これは老福のほうの和室の部分を改修することによって、またお風呂がそちらにもありますので、そこを活用することで生活介護を充実していきたいということで聞いております。それから、就労継続支援B型の事業ですけれども、こちらも現在26人の定員のところ34人にふやしたいということ。それから、児童福祉法に基づくサービスでいきますと、児童発達支援と放課後等デイサービスで合わせて定員10人としておりますけれども、ここをそれぞれ10人ずつの定員にしていきたいということで、全体でいきますと、そよ風のほうは就労継続支援Bで、こちらは20人のままですので、全部合わせまして70人の定員のところを、全体で100人くらいの定員にふやしたいということで計画をしているというふうに聞いております。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号塩尻市障害者福祉センター条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例

○委員長 議案第14号塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例につきまして議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 では、議案関係資料の38ページをお開きください。議案第14号塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例で、提案の理由ですけれども、塩尻市障害者就労支援施設、こちらそよ風の家になりますけれども、精神障がい者の社会復帰を促進するための授産施設として平成13年塩尻市が設置しまして、精神障がい者の自立のための訓練や相談、授産、指導に関する事業を塩尻市社会福祉協議会に事業委託して事業を実施してきました。平成18年度からは障害者福祉センターと同様に塩尻市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、精神障がい者の福祉の増進と自立に向けた支援に取り組んでまいりました。これまでの運営実績と現サービス利用者の継続的な支援の確保、また、さらなる障害福祉サービスの拡充を図るため、必要となる施設の改修等の対応も含めまして塩尻市社会福祉協議会に無償譲渡することとしたため、塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止するものです。

条例の施行につきましては、平成28年4月1日から施行するものです。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○篠原敏宏委員 基本的にはすみれの丘の廃止のほうと原則一緒ということですよ。その内訳、職員の数が、すみれとそよ風と、何人と何人というお話でしたっけ、もう一度お願いいたします。

○福祉課長 済みません、先ほどは定員の説明をさせていただきました。職員配置につきましては、26年度実績になりますけれどもよろしいでしょうか。

○篠原敏宏委員 はい、結構です。

○福祉課長 障害者就労支援施設そよ風の家は、施設長をお一人、それから指導員を7人、そのほかに精神保健福祉士をお一人、主任という肩書の職員をお一人ということで、10人の配置をしているというふう聞いております。

○篠原敏宏委員 それに対して、すみれの丘のほうは。

○福祉課長 すみれの丘の職員配置につきましては、やはりこちらも施設長が1、それから指定管理の指定の業務の中に障がい者の相談業務を入れておりますので、相談員が1、それから事務員が1、それからことばの教室の開催を指定管理業務の中に入れておりますので、言語聴覚士がお二人で交代で勤務していただいております。それから音楽療法士もお二人で交代で勤務をしていただいております。そのほかには、あとは自主事業の関係で26人の正規、パート、嘱託職員、それぞれ配置をしているというふう聞いております。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 結構です。

○委員長 ほかにいいですか。

○篠原敏宏委員 済みません。すみれの丘とそよ風の家は、間の壁はどういうふうになっていましたっけ、施設として。

○福祉課長 それぞれの施設が独立しています。

○篠原敏宏 独立していましたよね。長が兼ねてやるというような形には、あそこはなつて。

○福祉課長 社協の人員配置になりますけれども、たまたま26年度は、それぞれの施設に施設長さんがお一人ずつついておりました。25年度につきましては、施設長さんが一人で兼務をしているという状態でした。

○委員長 いいですか。ほかにはいいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市障害者就労支援施設条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例について

○委員長 議案第15号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 同じ資料の右ページ、39ページをお願いいたします。議案第15号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

1の提案理由につきましては、地域住民の皆さんが主体的に介護予防に取り組み、高齢者を支える地域づくりを推進するため、大門三番町・四番町介護予防交流施設を設置することに伴いまして、必要な改正をお願いするものでございます。この介護予防交流施設は、平成25年度に建設した栈敷区、本山区に次ぐ3例目の施設となり、国の補助金として建設費用に対する3,000万円の補助金の採択を受けて建設するものとなります。国の補助金は、市町村が介護予防活動に先駆的に取り組む事業として市町村に対しまして補助金が交付されますので、塩尻市が実施主体となる必要があります。したがって、今回、大門三・四番町区から現在の公民館が老朽化していることから、公民館の建てかえとあわせまして介護予防交流施設を設けたいとの要望をいただきましたので、市が施設を建設、設置した上で、10年間の指定管理者制度により運営を地元区にお願いするものとなりますが、10年間の指定管理料につきましては、ただいま申し上げました趣旨などから、地元区に対する指定管理料の支払いは一切ございません。なお、今回の条例改正におきまして市が設置する公の施設として位置づけた上で、本年11月開催予定の指定管理者選定審査会における審査を経まして、本年12月議会に再度指定管理者の指定に係る議案の提出をいたしたく予定しているところでございます。

2の概要につきましては、交流施設の名称、位置を定めるもので、4の条例の施行等につきましては、この10月から建設工事に取りかかり、来春4月の開所を予定しておりますので、平成28年4月1日から施行いたしたくお願いするものでございます。

その下、参考といたしまして、建設場所、位置が、大門三番町12番2号となります。現在の公民館が大門神社内にありますので、そこから移転いたしまして建設するもので、建設場所は、大門神社の反対側の道路から西側にあります大門三番町街区公園内を予定しております。建設予定地は市が所有する公園となりますので、その代替地として、現在ある建物の敷地を公園とするよう都市計画課におきまして手続きを進めております。建設面積は延床面積で230.70平米、坪で換算いたしますと約70坪、鉄骨の平屋建てで、大会議室と調理実習室のほか多目的トイレなどを設け、バリアフリー構造を有する施設として建設を予定しております。

裏面の40ページをお願いいたします。裏面の40ページ、新旧対照表の左側、改正案といたしまして、第2条の表に今回建設を予定します大門三・四番町介護予防交流施設に係る事項を追加いただきますよう改正をお願いするものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

○丸山寿子委員 ちょっと1個いいですか、済みません。地元で活用していただきたいと思うわけなんですけれども、ちなみに栈敷と本山のほうの施設に関しましては、利用状況っていうんですかね、どんなふうに日ごろ使われているのかお聞かせいただきたいと思います。

○長寿課長 今回は公民館の建てかえではございません。国の補助金をもらっておりますので、26年度の栈敷の状況を申し上げますと、通常のデイサービスとか配食サービスのほかに、健康づくり、体力づくりとしてバランスボールをやったり、健康づくり講座として体操とかいろいろなものを行っております。あとまた本山区におきましては、脳健康教室、あとは地元の桔梗ヶ原病院さんから協力をいただきながら筋力づくりの健康体操クラブなどを行っておりますし、閉じこもりの防止といたしまして、世代間交流事業として栈敷、本山それぞれ努力をいただいております。ただ1地区におきましては計画がちょっと、計画どおり行っておりませんので、今後また指導をさせていただきます。以上でございます。

○丸山寿子委員 今度の大門につきましても、ほぼ同じ状況でというふうに考えればよろしいわけですか。

○長寿課長 今、大門三・四番町の考えでございますけれども、通常の事業以外に健康づくりやっていますけれども、特に特色的にですね、介護予防交流施設今は、現在公民館は日中あきますので、そこを、あいている施設を利用して、高齢者の皆さんが自由に出入りできて、生きがいづくり、閉じこもり予防ができるようにということで、昼間あいている時間を公民館を開放して、そういう構想もいただいておりますので大変期待をしております。以上です。

○委員長 いいですか。

○丸山寿子委員 済みません、今、生きがいづくりというようなことを聞いたもんですから、今、認知症カフェなんか、ふれあいセンターでそれぞれやっているわけですけど、理想とすれば、歩いていかれるところにあつて、そういったことに気軽に参加して交流できると自然な予防ができると思いますので、すぐにどうってことは無理かもしれませんが、また協力できることがあったら市のほうでも協力していただきまして、そういったこともできるという可能性をまた広めていただけたらと思います。

○委員長 要望として。ほかにはよろしいでしょうか。ほかにはございませんね。

○篠原敏宏委員 1つ、済みません。大門の公民館の管轄の、その辺は私よく承知してないんで、実態を教えて

いただきたいんですが、大門公民館ありますよね、支所長が副館長になっている公民館。このうち、ここで言う三番町と四番町、この区域の住民の皆さんのみを対象にした今回は施設というふうに理解をしてよろしいですか。

○長寿課長 現在大門六番町、労金の裏にある大門公民館につきましては、全大門地区を対象しておりますけれども、今回は大門三・四番町区、補助金をいただいて区の皆さんから今回の寄附金をいただいておりますので、基本的に対象は大門三・四番町の区の皆さんに限られます。ただし、介護予防教室等やる場合には、広く門戸を開くということも可能でございます。以上でございます。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 はい。

○委員長 ほかにございませんか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第19号 塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○委員長 議案第19号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 同じ資料となります議案関係資料の49ページをお願いいたします。49ページ、議案第19号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。説明に当たりましては、記載してあります議案内容を一通り御説明申し上げた後、詳しく解説させていただきます。

1の提案理由につきましては、塩尻市デイサービスセンターの指定管理者を指定することにつきまして、法の規定により議会の議決を求めたいものでございます。

2の概要では、デイサービスセンターの指定管理者として、すがの郷、田川の郷、みどりの郷の3施設、3つにつきまして、それぞれ施設ごとに公募しておりますので、その指定の相手方を社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会とし、指定の期間を、それぞれ平成28年4月1日から31年3月31日までの3カ年間としたいものでございます。

ここで詳しく解説させていただきます。すがの郷ほか3施設とも市が建設し市が所有する施設となり、いずれもこの後の第20号議案で御審議をいただきます老人福祉センターと併設する施設となります。この3つの施設に対します指定管理者制度は、平成18年度から導入し今回で3回目の更新となりますが、これまでの2回は非公募により5年間の指定管理期間として、運営を塩尻市社会福祉協議会をお願いしてまいりましたが、今回の

更新から公平性と透明性をより確保するため、これまでの非公募を改め公募制といたしました。広く募集を行いました、手を挙げていただいたのは社会福祉協議会のみでございます。また指定管理期間につきましては、みどりの郷がふれあいセンター東部を建設するに当たりまして、1つの候補施設として挙げておりますので、今回の指定管理期間を3施設とも3年間とし、すがの郷、田川の郷を含めまして、3年間の指定管理期間中に今後の施設のあり方につきまして方向づけを行いたく、指定管理期間を3年間とさせていただいたものでございます。なお、指定管理料につきましては、デイサービス事業は御承知のとおり、介護報酬と利用者負担の収益が伴う介護保険施設となりますので、指定管理料の支払いはございません。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第19号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第19号塩尻市デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定について

○委員長 議案20号塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 続きまして、同じ資料の50ページをお願いいたします。50ページの議案第20号は、塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定をお願いする議案となります。この議案は、前段のデイサービスセンターの指定管理者の指定に係る議案の中で御説明申し上げましたが、すがの郷、田川の郷、みどりの郷の3施設は、いずれもデイサービスセンターと老人福祉センターを併設する施設となりますので、3つの施設とも前段のデイサービスセンターと同様に、指定管理者の相手方を社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会とし、指定の期間をいずれも平成28年4月1日から31年3月31日までの3カ年間とするよう議会の議決をお願いしたいものでございます。なお、本議案の老人福祉センターに係る指定管理料につきましては、後ほどの議案25号の平成27年度一般会計補正予算（第3号）の中で債務負担行為の補正計上を申し上げてあります。以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○篠原敏宏委員 19号と20号と、これは施設的には一体ということで、すがの郷と田川の郷が廃止になったですね、ということと連動していると思うんですが、確認ですが、すがの郷の機能は、この老人福祉センタ

一の機能っていうのは、ふれあいセンター洗馬へ、今御利用になっている方のサービスは基本的にはそちらへ移すということ、田川の郷はふれあいセンター広丘のほうへ移すと、そういう考え方でよろしいですか。確認です。

○長寿課長 現在ですね、ふれあいセンターは3つの生活圏域を定めて、東部、北部、西部ということで今は考えております。今委員さんのおっしゃられるとおり、すがの西部の洗馬、宗賀、檜川地区でございます。あと田川は同じように、北部の片丘、高出、広丘、吉田地区になりますけれども、現在今、検討を進めている段階で、すがの廃止の時期をいつにするかというのは今は明言できない状況でございますけれども、ただ、すがの郷も開設いたしましてかなり年数がたっておりますので、老朽化も進んでおりますのでこれを機会に考え直さなきゃいけないということで、また具体的なものが決まりましたらまた議会に諮りながら、また地元区に相談しながら対応させていただきますけれども、基本的にはやはり3つのふれあいセンターが建っておりますので、重複をしておりますので、将来的には集約をしなきゃいけないかなとは考えております。以上です。

○篠原敏宏委員 もう1つ、みどりの郷は、峰原の今の施設、これを建てかえるという、そういうことですか。

○福祉課長 市の提案というか考えとしましては、みどりの郷を改修して東部圏域のふれあいセンターにしていきたいという考えを持っております。今、圏域の区長会、それからみどり湖区の皆さんに市の考えを説明しているところです。

○委員長 いいですか。

○篠原敏宏委員 わかりました。例えば西部のふれあいセンター洗馬のところのほうへ、今のすがの郷の機能を持っていくっていう、これは、そのことに反対とかではなくて、今のすがの郷、例えば檜川地区からもかなりの皆さんが通っていきまして、すごく当てにしていますし、いい事業をやっておられますので、こういったことが、例えば10分ぐらい遠くなるんですかね、送迎が、そういうことで不便になったりですね、足が遠のくというような結果、そういうことにならない、そういう対策を十分に考えていただきたいと思います。

○福祉課長 6月議会で、永田議員さんからの御質問にも部長が答弁しておりますけれども、事業的には、すがので実施している事業については、事業のやり方等を工夫することでふれあいセンター洗馬に持っていくことは可能だというふうにしては考えております。ただ、全部をふれあいセンターへ持っていくのではなくて、例えば出前講座のように講師側が地区へ出向くというやり方もありますので、そこら辺も検討しながら、施設をどうするかも含めて広く検討していきたいというふうに考えております。

○篠原敏宏委員 もう1つ。期間は決まっていないということで、検討期間として指定管理の期間3年間をここで定めてその間に方向づけをすると、その間に閉じてしまうということではないということよろしいですね。

○福祉課長 そのとおりです。次の指定管理期間中にしっかり決めていきたいというふうに考えております。

○篠原敏宏委員 了解しました。

○丸山寿子委員 済みません、今のことに関連して、本当は6月議会でも出たようにですね、まだ時期はこれからということですけど、やはり利用者の数、高齢者の数、必要とする人たち、そのことも十分考えて、議会のほうにも早めに御相談をしていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○委員長 要望でいいですか。

○丸山寿子委員 はい、要望です。

○福祉課長 そのように、利用者のことをまず第一に考えて検討を進め、御相談していきたいと思います。

○委員長 ほかにはいいでしょうか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号塩尻市老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

○委員長 議案第21号塩尻市文化会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 同じ議案関係資料の、今お開きいただいているところの51ページをお願いいたします。議案第21号塩尻市文化会館の指定管理者の指定についてをお願いいたします。提案理由につきましては、先ほどと同様でございますので、省かせていただきます。

2番の概要でございます。(1)、(2)はごらんいただいたとおりで、(3)番指定の相手方でございますけれども、塩尻市大門七番町4番8号、一般財団法人塩尻市文化振興事業団、理事長小口利幸に指定をしていきたいということでございます。(4)の指定の期間でございますけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までということの5年間ということで指定管理をしていきたいというものでございます。

文化会館につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、平成8年の10月に開館しております。平成18年の3月31日まで事業団の市の直営という形で管理をしておりましたけれども、18年から指定管理者を導入いたしまして、18年から22年、23年から27年というぐあいで、5年ずつ2回にわたって指定管理をしております。第3回目の指定管理という形になります。

今回の指定管理でございますけれども、公募によりまして指定管理者の募集を行いました。結果でございますけれども、応募が塩尻市文化振興事業団のみでありまして、7月の17日に指定管理者の選定審査会を開催し、プレゼンテーションを受け、その中で候補者として文化振興事業団を選定をしたものでございますので、今回の議会で指定管理者の指定について議決を求めるものでございます。指定管理者に係る指定管理料でございますけれども、先ほどと同じように、すがの郷、田川の郷、同様にですね、債務負担行為のところで補正をお願いしております。28年から32年までということで、6億8,500万円ということで債務負担行為をお願いする分が5年間の指定管理料ということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

○丸山寿子委員 平成8年以来20年ということで、たつわけですので、文化会館も、また心機一転いい事業ができるように頑張っていたいただきたいと思うわけですが。塩尻駅と行政のこの区間と商店街とというようなトライ

アングルなエリア、そこの活性化等にも今まで頑張ってきていただいているわけなんですけど、えんぱ一くができて少し両方に分散しているというところはありますけれども、また相乗効果で、またいい事業ができるようにということをお願いをしたいというふうに思います。先ほど細かい点もちょっと申し上げたんですけど、別の議案で、そういったことも配慮してまた新しい20年以降のまた運営をしていただく、そういう指定管理をしていただくことをお願いしたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。

○丸山寿子委員 はい。

○委員長 ほかにありますでしょうか。ありませんね。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号塩尻市文化会館の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号塩尻市文化会館の指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第22号 財産の無償譲渡について

○委員長 議案第22号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 では、議案関係資料52ページをお開きください。議案第22号財産の無償譲渡について、提案理由ですけれども、先ほど議案第13号でも御説明をいたしましたとおり、塩尻市障害者福祉センターを無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、この規定の内容は、適正な対価なくしてこれを譲渡する場合に該当しますけれども、議会の議決が必要になりますので議決を求めるものです。

概要につきましては、譲渡する財産のうち、土地は塩尻市大字広丘野村1788番86、面積で1,500.01平方メートル。建物につきましては、下の52ページの下段のほうに参考ということで表になっておりますけれども、昭和62年建設の福祉集会所、鉄筋コンクリート造り2階建て、815.68平方メートル、平成7年増築の実習棟、鉄筋造り2階建て226.08平方メートル、合計1,041.76平方メートルになります。

譲渡の相手方ですけれども、塩尻市大字広丘堅石2151番地2、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、会長西窪道夫です。譲渡の目的といたしましては、再三説明をしてきておりますけれども、障害者福祉センターの効率的、効率的な管理運営体制を確保するとともに障がい者の福祉の向上に資するものです。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

○丸山寿子委員 参考までに、済みません。譲渡で、今まで建物のことばかり頭に浮かんでいたんですけど、

そう言われてみれば土地がということで、ちなみにここは土地はどのぐらいの価格なのかお聞かせいただけたらと思います。

○福祉課長 8月17日の議員全員協議会の際の資料には、別紙2ということで表記をさせていただいておりますけれども、近傍類似地の課税標準価格が1平方メートル1万2,700円になりますので、これを面積に掛けさせていただきますと、障害者福祉センターが大体1,500平米ですので、1万2,700円を掛けますと1,905万円になります。大体公示価格、固定資産税評価額を公示価格の7割程度としておりますので、これを7割で割り返しますと、大体資産価格とすれば2,721万4,000円というふうな計算上出てまいります。障害者就労支援施設も同じように1万2,700円を掛けますと、計算上では固定資産課税評価額が1,564万6,400円で、これを資産価格に置きかえますと2,235万2,000円で、合計しますと4,956万円くらいではないかというふうな試算をしております。

○丸山寿子委員 わかりました。

○委員長 いいですか。ほかにはありますか。

それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号財産の無償譲渡についてにつきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号財産の無償譲渡につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第23号 財産の無償譲渡について

○委員長 議案第23号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 では隣のページ、53ページをごらんいただきたいと思います。議案第23号財産の無償譲渡について、こちらは障害者就労支援施設のほうになります。提案理由につきましては、先ほどの議案第22号と同様です。

2番の概要ですけれども、土地の所在になりますが、こちらは塩尻市大字広丘野村1788番地433ほか1筆になります。面積が1,232.57平方メートルです。建物は下段の参考にありますように、平成12年建設13年開設の作業所、鉄骨造り2階建て340.09平方メートル、附属建物としまして平成20年に増築いたしました作業所、鉄骨造り平屋建て17.18平方メートル、同じく平成25年増築の作業所、鉄骨造り平屋建て15.38平方メートル、合わせまして32.56平方メートル、総トータルで372.65平方メートルになります。

譲渡の相手方につきましては、議案第22号と同様の社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、会長西窪道夫になります。譲渡の目的につきましても議案第22号と同様です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号財産の無償譲渡についてにつきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号財産の無償譲渡についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第25号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、10款教育費

○委員長 議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出3款民生費、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、10款教育費について説明を求めます。

○福祉課長 では、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）になります。ページでいきますと18、19ページをお開きください。別冊になります。では、ページ18、19ページをごらんください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費になります。19ページの一番下の丸になりますけれども、社会福祉事業費の災害見舞金ですけれども、当初予算では、火災により家屋の全焼、消火活動による床上浸水、それぞれ1件分を予算化しておりましたけれども、7月に2件、8月に1件の火災が発生し、いずれも全焼であり災害見舞金が不足するため補正をお願いするものです。

次のページ、20、21ページをお開きください。6目保健福祉センター管理費保健福祉センター管理諸経費になります。営繕修繕料ですけれども、保健福祉センター3階の市民交流室の空調機の機能低下によりまして、機器の交換が必要になったことから補正するものです。よろしく願いいたします。

○子育て支援センター所長 続きまして、児童福祉費のほうをお願いいたします。2目児童運営費ですけれども、県のほうから森林づくり県民税活用事業としまして木育推進事業の補助金を29万円ということで決定していただきましたので、それをこども広場事業の保育費を増額していただきまして、県産材を使ったおもちゃを購入し、こども広場の木育コーナーの充実やイベント等で活用していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○こども課長 では、こども課からお願いいたします。同じくその下の白丸、給食運営費、備品購入費92万1,000円でございます。こちらにつきましては、片丘南保育園給食調理室の冷凍冷蔵庫が設置後19年を経過し、性能表示にある温度を保つことができず、食品衛生上支障が出ていることから、また何分古い冷蔵庫であるため修繕にも耐えないため、子供たちの安心・安全の給食の提供のためにもここで補正をさせていただき、入れかえ

をさせていただきたいものでございます。以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費の保健衛生繰出金でございますけれども、両小野国保診療所が本年9月をもって廃止となり、10月1日からは長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センターが新たに両小野国保診療所を開設すること、こういったことが具体的になりました。両小野国保病院組合は、昭和37年から職員の退職手当の支給に関する事務を長野県市町村総合事務組合に委託をしておりますわけですが、組合職員は本年9月30日をもって退職をし、10月からは長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター、こちらの職員となります。市町村総合事務組合の退職手当支給事務の委託を廃止することに伴いまして清算負担金が生じますので、それを辰野町と本市で2分の1ずつ負担する費用1,133万5,000円の補正をお願いするものでございます。

○子ども課長 済みません。先ほどの備品購入費の冷凍冷蔵庫の関係ですが、私、片丘南保育園と申し上げましたが、広丘南保育園でした。失礼いたしました。

○委員長 広丘南保育園です。わかりました。

○教育総務課長 それでは、続きまして24、25ページ、教育費をお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費でございます。右側の説明欄の白丸、中学校管理諸経費の中の北信越・全国大会出場者記念品代でございます。こちらは出場者数の増に伴う補正ということで、当初予算では31人分を予定しておりましたが、現在確定で41人、それから見込み等含めまして16人、合計57人分必要ということで、26人分5万2,000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長 以上ですか。ありがとうございます。ただいま御説明を受けました部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

○丸山寿子委員 児童福祉費の子ども広場事業のところ、今の段階でどんな内容のものを考えているのか決めていましたらお願いします。

○子育て支援センター所長 この補助金が県産材を使った活動ということで決められておりますので、県産材を使ったものの範囲がちょっとまだ、たくさんは種類がないものですから、一応積み木を主にいたしまして、木製のパズル等を入れる予定です。

○丸山寿子委員 済みません、あともう1点。衛生費保健衛生費ですけど、辰野町とで2分の1ずつということですけど、この割合ってというのは、ずっとこういうぐあいでも両小野のほうも行ってきたのか、ちょっとその辺確認をお願いします。

○健康づくり課長 この組合の負担の割合につきましては、両小野国保病院組合規約の中です、それぞれ定められているもので、組合設立の当初から2分の1ずつという負担になっております。

○委員長 ほかにいいでしょうか。

○篠原敏宏委員 ちょっと小さいことですが、児童福祉費の今、給食、広丘南保育園の冷蔵庫というのは、これあれですか、壊れたってことですよ、要は。

○子ども課長 完全に壊れたということではございませんで、いわゆる性能表示にある温度を保つことができないといいますが、本来ですと大体マイナス6度から12度ぐらいの間で調整ができないといけないんですが、それがやはり少しずつ高くなってきているというようなことがありまして、特にことしの夏は猛暑ということもあ

りまして、冷蔵庫深いものでございますので、そちらのほうにも支障をきたしているということで、入れかえをお願いしたいものでございます。

○篠原敏宏委員 私が聞いた意図は、新年度で出てなくて補正でこうやって出てくるということは、故障とかついでということで、予期しなかったそういう要素だとすると、この暑い夏ね、これはかなり支障を来していたんじゃないかなという心配をして、だとすると、もう予備費対応なりして一刻も早くそれは解消しないと衛生問題になるんで、そういう部分は心配がなかったかと、そういうことを含んで今お聞きしたんですが、そういう心配はなかったですか。

○こども課長 とりあえず今のところは何とかもたせているといえますか、使わせていただいているという状態でございます。

○篠原敏宏委員 大丈夫ということですね。

○委員長 大丈夫だということです。信じてください。

○山口恵子委員 関連でいいですか。保育園の給食業務は業務委託を外部にね、ほとんどの市内でやっていますが、施設整備に関するものは市のほうで見るということで、その辺の点検業務は市のほうでしているということよろしいですか。

○こども課長 ただいまの給食業務の委託に関しましては、あくまでも給食をつくるといえますか、調理に関する業務ということでございますので、それにかかわります施設等の整備につきましては市のほうで行っております。

○委員長 いいですか。ほかにはいいでしょうか。

私から確認ですが、北信越・全国大会出場記念、これはどこの中学校でしたっけ。

○教育総務課長 今年度は市内、丘中学校、広陵中学校、西部中学校、塩尻中学校です。4校ですね。

○委員長 若い人が活躍している、期待しましょう。ほかにはいいでしょうか。

ないようですので、それでは、質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出3款民生費、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、10款教育費につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中、歳出3款民生費、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、10款教育費につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。もう少し頑張りましょう。次に進みます。

議案第27号 平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 議案第27号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたし

ます。説明を求めます。

○**長寿課長** 議案27号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、1ページからお願いをいたします。

第1条の1行目に記載してありますよう、歳入歳出それぞれ8,839万2,000円を追加いただきますよう、補正をお願いするものでございます。今回の補正は、26年度会計決算の確定に伴う前年度繰越金や26年度会計で受けた国庫支出金等の精算に伴う補正となります。

それでは、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。歳入8ページ、最初の4款1項1目の支払基金からの介護給付に対する交付金の補正につきましては、前年度の26年度会計において概算払いで受けました交付金の精算に伴い追加交付となりますので、増額補正をお願いするものでございます。その下の7款1項1目1節の前年度繰越金は、さきの決算認定の際に御説明申し上げましたとおり、要支援1、2の方に対します介護予防給付のケアプラン作成に伴う収入があることから、特別会計予算の中でサービス事業勘定と保険事業勘定に区分けし経理を行っておりますので、26年度会計決算の確定に伴いまして、サービス事業分と保険事業分ごとにそれぞれの前年度繰越金の補正をお願いするものとなります。歳入は以上です。

続きまして歳出につきまして、1枚めくってください。歳出10ページ、最初の白丸、償還金は、前年度の支払基金交付金の地域支援事業支援交付金を初めといたしまして、国庫支出金、県支出金の精算に伴いまして償還が必要となりますので、それぞれの科目ごとに補正をお願いするものでございます。

次に、わかりやすいよう最下段の予備費から御説明申し上げます。7款の予備費の補正は、歳入の前年度繰越金のうちサービス事業繰越金の補正額と同額を予備費で計上するもので、サービス事業勘定に係る補正による剰余金を予備費として計上をお願いするものとなります。この予備費の補正は、サービス事業勘定分に係るものとなりますので、歳入補正の前年度繰越金のもう1つの保険事業勘定に係るものは、その上中段の基金積立金といたしまして、保険事業勘定に係る歳入歳出補正額の差額に当たる3,600万円余を基金として積み立ていたしたく補正をお願いするものでございます。この積み立てにより、基金残高が3億1,400万円余となります。以上です。よろしく願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。ただいま御説明を受けた部分につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは質疑を終わります。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第27号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第27号平成27年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につき

ましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩を取ります。後ろの時計の2時半から行います。

午後2時18分 休憩

午後2時28分 再開

○委員長 2分ほど早いんですが、始めてもいいでしょうか。

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願

○委員長 続きまして、請願の審査を行います。当委員会に付託された請願は、全部で1件です。請願9月第1号について審査をいたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員のほうより御質問、御意見はございますでしょうか。毎回出ているから。毎回出ているということでございますが。

○丸山寿子委員 毎年提出されているものではありませんけれども、子供たちの教育環境を整えていくという意味で、趣旨に賛同して採択とし、意見書を上げていただくことをお願いをしたいと思います。

○委員長 採択という意見が出されていますが、当委員会は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。

意見書については、正副委員長にお任せ願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 次に陳情の審査を行います。当委員会に回付された陳情は、全部で1件です。陳情9月第1号について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の方より御質問、御意見はございますでしょうか。私立高校に関する公費助成をお願いする陳情。いいでしょうか、誰か。

○丸山寿子委員 これにつきましても、毎年ですかね、出されているものでありますけれども、私立の高校に関しましても、やはり公立、私立にかかわらず、子供たちの教育環境を整えていくという意味で、ぜひ賛成をしたいと思います。陳情に対して採択をしていきたいと思います。

○委員長 採択という意見が出されていますが、当委員会は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、全員

一致をもちまして採択することに決しました。意見書については、正副委員長にお任せ願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。

閉会中の継続審査の申し出をお願いします。

閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 私のほうから、市議会閉会中の継続審査についてお願いをいたします。議会閉会中につきましても、福祉、健康づくり、教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項につきまして継続して審査くださるようお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして大変御熱心に御審査をいただきました。全て提案をいたしました議案につきまして、原案どおりお認めをいただきましてありがとうございます。御審査の中でいただきました、特に歳入歳出決算につきましてはたくさんの御意見をいただいております。私どもそれをもとにですね、また行政の推進に役立ててまいりたいというふうに考えております。どうもありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後2時33分 閉会

平成27年9月11日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市福祉教育委員会委員長 西條 富雄 印